

○横浜市国民健康保険条例施行規則

昭和36年3月25日

規則第10号

注 昭和61年2月から改正経過を注記した。

横浜市国民健康保険条例施行規則をここに公布する。

横浜市国民健康保険条例施行規則

(趣旨)

第1条 横浜市国民健康保険条例(昭和35年12月横浜市条例第35号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項は、別に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(国民健康保険事務の委任)

第2条 次の各号に掲げる事務は、区長に委任する。

- (1) 被保険者の資格の得喪並びに国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険被保険者資格証明書、特定同一世帯所属者証明書、国民健康保険食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用認定証及び国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証に関すること。
 - (2) 保険給付に関すること。ただし、次に掲げる事項を除く。
 - ア 診療報酬請求書、療養費/特別療養費/支給申請書、移送費支給申請書及び障害児育児手当金支給申請書の審査に関すること。
 - イ 診療報酬の支払いに関すること。
 - ウ 療養費の支給のうち施術費の支給に関すること。
 - エ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第59条から第63条までの規定による療養の給付等の制限に関すること。
 - オ 法第64条第1項の規定による損害賠償請求権の取得及びその行使並びに同条第2項に係る事務に関すること。
 - (3) 療養の給付の一部負担金に関すること。ただし、一部負担金の減免及び徴収猶予の基準の決定に関するものを除く。
 - (4) 保険料その他諸収入金(第2号エ及びオの規定に係る収入金を除く。以下同じ。)の賦課徴収及び欠損処分に関すること。ただし、次に掲げる事項を除く。
 - ア 保険料の減額、減免及び徴収猶予の基準の決定に関すること。
 - イ 特別徴収義務者(法第76条の4において準用する介護保険法(平成9年法律第123号。以下「準用介護保険法」という。)第135条第5項に規定する特別徴収義務者をいう。以下同じ。)に対する特別徴収額等に係る通知に関すること。
 - ウ 特別徴収義務者への還付に関すること。
 - (4)の2 保険料その他諸収入金の滞納処分に関する事務を行う職員の命免に関すること。
 - (5) 横浜市国民健康保険徴収職員証及び国民健康保険検査証に関すること。
 - (6) 過料に関すること。
- 2 市長は、保険料その他諸収入金の滞納処分に関する事務を区長及び区長の任命する職員(以下「徴収職員」という。)に委任する。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず区長及び区長の任命する職員に委任した事務について必要があると認めるときは、その取扱いについて指示し、又は自ら権限を行使することができる。
(昭62規則92・平6規則41・平6規則90・平7規則85・平7規則108・平7規則132・平8規則25・平14規則77・平15規則108・平16規則29・平17規則112・平19規則51・平20規則48・平20規則87・平26規則35・平27規則48・平28規則74・一部改正)
- (徴収の嘱託)
- 第2条の2 区長は、納付義務者の住所又は財産が市外にあるときは、法第78条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の4の規定により、その者の住所又は財産所在地の市町村の徴収職員に保険料その他諸収入金の徴収を嘱託しなければならない。ただし、その必要がないと認める場合は、この限りでない。
- 2 区長は、納付義務者の住所が市内の他の区にあるときは、その区の区長に保険料その他諸収入金の徴収を嘱託しなければならない。ただし、その必要がないと認める場合は、この限りでない。
(平6規則41・追加、平19規則51・一部改正)
- (被保険者証及び資格証明書の更新又は検認)

第3条 区長は、国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)及び国民健康保険被保険者資格証明書(以下「資格証明書」という。)を更新し、又はこれらの検認を実施しようとするときは、あらかじめその期日その他必要な事項を公告しなければならない。

(昭62規則92・平6規則41・平15規則89・平20規則48・一部改正)

(受療証)

第4条 区長は、被保険者が次の各号のいずれかに該当することにより、療養の給付、法第36条第2項各号に規定する療養又は法第54条の2第1項に規定する指定訪問看護(以下「療養の給付等」という。)を受ける際、保険医療機関若しくは保険薬局又は訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)に被保険者証を提出できないときは、被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)の申請により一定の期間を限って国民健康保険被保険者受療証を交付することができる。

- (1) 被保険者証の交付を申請中で、いまだその交付を受けていないとき、又は被保険者証の再交付を申請中で、いまだその再交付を受けていないとき。
- (2) 被保険者証の記載事項訂正のため、又は被保険者証の更新若しくは検認のため被保険者証を区長に提出中であるとき。
- (3) その他区長が特に必要と認めたとき。

2 前項の申請は、国民健康保険被保険者受療証発行申請書によるものとする。

(昭62規則8・昭62規則92・平6規則90・平15規則89・平18規則127・平20規則48・平22規則43・一部改正)

(被保険者証及び資格証明書の無効)

第5条 被保険者証及び資格証明書は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 被保険者が法令の規定により、その資格を喪失したとき。
- (2) 被保険者証及び資格証明書が亡失したとき。
- (3) 被保険者証及び資格証明書の更新または検認を受けなかったとき。
- (4) 被保険者証及び資格証明書の有効期限を経過したとき。

(昭62規則92・一部改正)

(療養費の支給に係る費用の算定)

第6条 条例第6条第2項に規定する療養費の支給に係る費用の算定については、健康保険における取扱いに準じる。

(平12規則46・追加、平18規則127・一部改正、平20規則48・旧第6条の2繰上)

(一部負担金の減免又は徴収猶予)

第7条 世帯主は、法第44条第1項の規定により一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、国民健康保険一部負担金／減免／徴収猶予／申請書に、その理由を証明する書類を添えて区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請について承認し、又は承認しないときは、国民健康保険一部負担金／減免／徴収猶予／承認／不承認／決定通知書により、その旨を世帯主に通知しなければならない。
- 3 区長は、前項の承認を決定したものについては、国民健康保険一部負担金／減免／徴収猶予／証明書を世帯主に交付するものとする。

(平6規則41・平6規則90・平18規則127・一部改正)

(一部負担金の減免または徴収猶予の取消し)

第8条 区長は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者があるときは、ただちに当該一部負担金の減免を取り消し、当該取消しの日の前日までの間に、その支払を免かれた額を一時に徴収しなければならない。

- 2 区長は、一部負担金の徴収猶予を受けた者が、資力の回復その他事情の変化により徴収猶予が不相当であると認められるときは、徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収しなければならない。

(平25規則47・一部改正)

(出産育児一時金)

第9条 世帯主は、条例第10条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとするときは、国民健康保険出産育児一時金支給申請書を区長に提出しなければならない。

(平6規則90・一部改正)

(葬祭費)

第10条 被保険者の葬祭を行なう者は、条例第11条の規定により葬祭費の支給を受けようとするときは、国民健康保険葬祭費支給申請書を区長に提出しなければならない。

(障害児育児手当金の支給申請)

第10条の2 世帯主は、条例第11条の2の規定により障害児育児手当金の支給を受けようとするときは、国民健康保険障害児育児手当金支給申請書に医師の診断書及び母子健康手帳を添えて区長に提出しなければならない。

(平5規則130・平6規則41・一部改正)

(第三者の行為による被害の届出)

第11条 被保険者が第三者の行為により傷害を受け、または疾病にかかったときは、第三者の行為による傷病届に、これを証明する書類を添えてすみやかに区長を経由して市長に提出しなければならない。
(納付額の端数の取扱い)

第11条の2 [条例第18条第2項](#)に規定する各納期の保険料の納付額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は全て最初の納期の保険料の納付額に合算する。

(平6規則41・平30規則39・一部改正)

(賦課額が変更となる場合の各納期の保険料の納付額の取扱い)

第11条の2の2 保険料の賦課額の決定後に当該賦課額が増額となる場合の各納期の保険料の納付額については、[条例第18条第2項](#)の規定にかかわらず、増額後の賦課額から既に経過した各納期の保険料の納付額の合計額を控除して得た額を当該増額後に到来する各納期の保険料の納付額に均等に増額するものとする。

2 保険料の賦課額の決定後に当該賦課額が減額となる場合の各納期の保険料の納付額については、[条例第18条第2項](#)の規定にかかわらず、減額前の賦課額から減額後の賦課額を控除して得た額を当該減額後に到来する各納期の保険料の納付額から均等に減額するものとする。この場合において、当該控除して得た額が当該減額後に到来する各納期の保険料の納付額の合計額を上回るときは、当該上回る額を既に経過した各納期の保険料の納付額のうち直近の納期に係るものから順に減額するものとする。

3 [前2項](#)の規定にかかわらず、世帯主の世帯に属する全ての被保険者がその資格を喪失した日以後に保険料の賦課額が増額又は減額となる場合であって、増額又は減額後の賦課額が既に経過した各納期の保険料の納付額の合計額を上回るときは、当該上回る額を増額又は減額後の最初の納期の保険料の納付額とするものとする。

4 [第1項](#)又は[第2項](#)の規定による増額又は減額後の各納期の保険料の納付額に100円未満の端数があるときは、その金額を当該増額又は減額後の最初の納期の保険料の納付額に合算する。

5 [前各項](#)の規定にかかわらず、区長は、これらの規定により難いと認めるときは、別に各納期の保険料の納付額を定めることができる。

(平30規則39・追加)

(賦課額変更による納付額の変更)

第11条の3 [条例第15条](#)に規定する基礎控除後の総所得金額等、被保険者数等の異動により、既に納期の経過した保険料の納付額が増額又は減額となる場合の取扱いについては、増額となる場合において生ずる不足額については当該納付義務者から徴収し、減額となる場合において生ずる過納額については[第17条](#)の規定を準用する。

(平6規則41・平30規則39・一部改正)

(特別徴収対象被保険者に係る保険料額が変更される場合の徴収方法)

第11条の4 区長は、特別徴収対象被保険者(準用介護保険法第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者をいう。以下同じ。)に係る当該年度の保険料額が準用介護保険法第136条第1項の規定による特別徴収義務者に対する通知が行われた後に増額された場合においては、増額後の保険料額から増額前の保険料額を控除して得た額を普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 区長は、特別徴収対象被保険者に係る当該年度の保険料額が準用介護保険法第136条第1項の規定による特別徴収義務者に対する通知が行われた後に減額された場合においては、特別徴収の方法による徴収を行わないものとし、減額後の保険料額から既に特別徴収の方法により徴収した保険料額を控除して得た額を、普通徴収の方法により徴収するものとする。

(平28規則74・追加)

(8月1日から9月30日までの間に支払われる老齢等年金給付からの特別徴収額)

第11条の5 区長は、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の30第2項の規定に基づき、準用介護保険法第140条第1項に規定する被保険者である世帯主について、当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間において同項に規定する老齢等年金給付が支払われるときは、当該年度の保険料額から当該年の4月1日から7月31日までの間に特別徴収の方法により徴収する保険料額の合計額を控除して得た額を、当該年の8月1日から翌年3月31日までの間における当該老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額(以下「8月の徴収変更検討額」という。)を、特別徴収の方法により徴収するものとする。この場合において、8月の徴収変更検討額に100円未満の端数があるとき、又はその全てが100円未満であるときは、その端数金額又はその金額に、当該年の8月1日から翌年3月31日までの間における当該老齢等年金給付の支払の回数から1を減じた数を乗じて得た額を8月の徴収変更検討額に合算した額を特別徴収の方法により徴収するものとする。

2 [前項](#)の規定は、8月の徴収変更検討額が、当該年の6月1日から7月31日までの間において特別徴収の方法により徴収する保険料額よりも高い額となる場合には、適用しない。

(平28規則74・追加)

(特別徴収対象被保険者について仮徴収が行われていない場合の徴収方法)

第11条の6 区長は、準用介護保険法第134条第1項の規定による通知に係る特別徴収対象被保険者について仮徴収が行われていない場合においては、当該年度の保険料額の2分の1の額を普通徴収の方法により徴収するものとし、残額を特別徴収の方法により徴収するものとする。

2 前項に規定する場合において、当該年度の保険料額の2分の1の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を特別徴収の方法により徴収する額に合算する。

(平28規則74・追加)

(低所得者世帯の保険料の減額)

第12条 条例第19条の2の規定に基づき、当該年度の保険料の賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合は、その発生した日)現在において、世帯主並びにその世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)第29条の7第2項第8号イに規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。次項及び次条において同じ。)の合算額(以下「総所得金額等の合算額」という。)が次に掲げる金額を超えない場合においては、当該納付義務者の当該年度分の保険料賦課額を減額する。この場合において、減額後の保険料賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この号から第3号までにおいて「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に加えた金額)

(2) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を同号に定める金額に加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に令第29条の7第5項第3号ロに規定する金額を乗じて得た金額を加算した金額

(3) 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を同号に定める金額に加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に令第29条の7第5項第3号ハに規定する金額を乗じて得た金額を加算した金額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。

3 前2項の規定に基づき減額する額は、当該世帯に属する各被保険者につき算定した当該年度分の各被保険者均等割額に次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を合算した額とする。

(1) 前項の規定を適用して計算した総所得金額等の合算額が第1項第1号に掲げる金額を超えない世帯
10分の7

- (2) [前項](#)の規定を適用して計算した総所得金額等の合算額が[第1項第2号](#)に掲げる金額を超えない世帯([前号](#)に規定する世帯を除く。) 10分の5
- (3) [前項](#)の規定を適用して計算した総所得金額等の合算額が[第1項第3号](#)に掲げる金額を超えない世帯([第1号](#)又は[前号](#)に規定する世帯を除く。) 10分の2
- 4 世帯主又はその世帯主の世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)である場合における[前3項](#)の規定の適用については、[第1項](#)中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」とする。
- (平22規則34・全改、平22規則43・平26規則35・平29規則16・平30規則39・令3規則17・令4規則32・一部改正)

(未就学児の保険料の減額)

- 第12条の2 [条例第19条の2](#)の規定に基づき、世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下この条において「未就学児」という。)がある場合においては、当該世帯の納付義務者に対して賦課する当該年度分の保険料賦課額を減額する。この場合において、減額後の保険料賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 [前項](#)の規定に基づき減額する額は、当該世帯に属する各被保険者につき算定した当該年度分の各被保険者均等割額(当該世帯に属する未就学児につき[条例第16条](#)及び[条例第16条の6](#)の規定に基づき算定した被保険者均等割額に限る。)に[次の各号](#)に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ[当該各号](#)に定める割合を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)を合算した額とする。
- (1) [前条第3項第1号](#)に掲げる世帯 10分の1.5
- (2) [前条第3項第2号](#)に掲げる世帯 10分の2.5
- (3) [前条第3項第3号](#)に掲げる世帯 10分の4
- (4) [前条第3項第1号](#)から[第3号](#)までに掲げる世帯以外の世帯 10分の5
- (令4規則32・追加)

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第12条の3 [条例第19条の2](#)の規定に基づき、世帯に出産被保険者(令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合においては、当該世帯の納付義務者に対して賦課する当該年度分の保険料賦課額を減額する。この場合において、減額後の保険料賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 [前項](#)の規定に基づき減額する額は、当該世帯に属する各出産被保険者につき算定した賦課期日の属する年の前年の所得に係る[条例第15条](#)に規定する基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額及び当該年度分の被保険者均等割の保険料率([第12条第3項各号](#))に掲げる世帯の場合にあっては、被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率にそれぞれ[同項各号](#)に定める割合を乗じて得た額を控除して得た額)に12分の1を乗じて得た額の合算額に、当該出産被保険者の出産予定月(令第29条の7第5項第9号に規定する出産予定月をいう。以下この項において同じ。)の前月(多胎妊娠の場合には、3箇月前)から出産予定月の翌々月までの期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を合算した額とする。
- (令5規則87・追加)

(所得等の把握)

- 第12条の4 次に掲げる場合において算定の基礎となる[条例第15条](#)に規定する基礎控除後の総所得金額等その他の金額は、市民税に関する電算記録及び申告書その他の書類から把握するものとする。
- (1) [条例第14条](#)、[第16条の3](#)及び[第16条の8](#)に定める額の算定
- (2) [条例第19条の2](#)の規定により行う[条例第14条](#)、[第16条の3](#)及び[第16条の8](#)に定める額の減額
- (3) 法第57条の2の規定に基づく高額療養費の支給額の算定
- (4) 法第57条の3の規定に基づく高額介護合算療養費の支給額の算定
- (5) 法第72条の規定に基づく調整交付金の金額の算定
- (6) その他市長が必要と認める場合
- (平6規則41・全改、平12規則46・平20規則48・平22規則34・平23規則68・平25規則47・一部改正、令4規則32・旧第12条の2繰下、令5規則87・旧第12条の3繰下)

(申立書)

- 第12条の5 [条例第19条の3](#)の規定による申告書は、国民健康保険の収入申立書によるものとする。
- (平6規則41・旧第12条の4繰上・一部改正、平14規則77・一部改正、令4規則32・旧第12条の3繰下、令5規則87・旧第12条の4繰下)
- (特例対象被保険者等に係る届出)

第12条の6 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を区長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由
- (5) その他区長が必要と認める事項

2 [前項](#)の規定による届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(平22規則34・追加、令元規則8・一部改正、令4規則32・旧第12条の4繰下、令5規則67・一部改正、令5規則87・旧第12条の5繰下)

(出産被保険者に係る届出)

第12条の7 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を区長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。[次項第1号](#)において同じ。)
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他区長が必要と認める事項

2 [前項](#)の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に[前項](#)の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 [第1項](#)の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6箇月前から行うことができる。

4 [第1項](#)及び[第2項](#)の規定にかかわらず、区長は、[第1項](#)の届出書に記載すべき事項及び[第2項](#)の添付書類により明らかにすべき事項を他の方法によって確認することができる場合は、その提出又は添付を省略させることができる。

(令5規則87・追加)

(保険料額等の通知)

第13条 [条例第20条](#)の規定による保険料の額又はその変更の通知は、次に掲げる事項を記載した通知書によって行う。

- (1) 世帯主の氏名
 - (2) 保険料の賦課額
 - (3) 各納期の納期限
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- (平6規則41・平25規則47・一部改正)

(普通徴収に係る保険料の納付方法)

第14条 普通徴収に係る保険料の納付は、口座振替による。ただし、区役所等において直接納付する場合は、この限りでない。

(平27規則48・全改)

(納付の委託を行うことのできる有価証券)

第14条の2 法第79条の2及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項の規定により保険料その他諸収入金を地方税の滞納処分の例により処分する場合において、地方税法第16条の2第1項の規定により、換価の猶予に係る保険料その他諸収入金の納付を徴収職員に委託するために提供することができる有価証券は、次に掲げる有価証券で、その券面額が納付を委託する徴収金額を超えないものとする。

- (1) 地方税法第16条の2第3項の規定によりその委託を受ける有価証券を再委託することと定められた金融機関が加入している手形交換所に加入している金融機関(手形交換所に準ずる制度を利用して再委託の金融機関と交換決済をし得る金融機関を含む。以下「所在地の金融機関」という。)を支払人とし、かつ、その再委託の金融機関の名称を記載した特定線引小切手(地方自治法第231条の2第3項の規定により納付に使用することができる小切手を除く。)
 - (2) 支払場所を所在地の金融機関とする約束手形又は為替手形
- (昭61規則121・旧第14条の3繰上、平19規則51・一部改正)

(徴収職員)

第14条の3 徴収職員は、地方自治法第231条の3第3項の規定により準用される地方税法の規定による徴税吏員の事務に相当する事務を行うものとする。

2 徴収職員は、その職務を行う場合においては、横浜市国民健康保険徴収職員証を携帯しなければならない。

(昭61規則121・旧第14条の4線上、平元規則80・平19規則51・一部改正)

(保険料の徴収猶予又は減免)

第15条 納付義務者は、[条例第21条](#)又は[第22条](#)の規定により保険料の徴収猶予又は減免を受けようとするときは、国民健康保険料／徴収猶予／減免／申請書に、その理由を証明する書類を添えて区長に提出しなければならない。ただし、納付義務者が[同条](#)に定める減免の要件に該当すると認められる場合で、市長が別に定めるときは、この限りでない。

2 区長は、[前項本文](#)の申請について承認し、又は承認しないときは、次に掲げる事項を記載した通知書により、その旨を納付義務者に通知しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名
- (2) 承認の場合にあつては、その内容
- (3) 不承認の場合にあつては、その理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 区長は、[第1項ただし書](#)の規定により保険料の減免を決定する場合には、次に掲げる事項を記載した通知書により、その旨を納付義務者に通知しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名
- (2) 決定した減免額
- (3) 減免後の保険料額
- (4) その他市長が必要と認める事項

4 区長は、[前項](#)の規定による保険料の減免の決定について、納付義務者から取消しの申出を受けた場合には、速やかに当該決定を取り消すものとする。

(平6規則41・平26規則35・一部改正)

(保険料の徴収猶予または減免の取消し)

第16条 保険料の徴収猶予または減免の取消しについては、[第8条](#)の規定を準用する。

2 [前項](#)の規定により保険料の徴収猶予又は減免を取り消す場合には、次に掲げる事項を記載した通知書によるものとする。

- (1) 世帯主の氏名
- (2) 取消しの内容
- (3) 取消しの理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

(平6規則41・平26規則35・一部改正)

(過誤納)

第17条 納付された保険料または延滞金に過納または誤納のあるときは、その過誤納額を当該納付義務者に還付し、もしくは当該納付義務者の未納に係る徴収金に充当するものとし、または当該納付義務者の承諾を得て、その過誤納額を納期の到来していない納付額に、先に納期の到来するものから順次充てることができる。

2 区長は、[前項](#)の規定により過誤納額を還付し、又は充当するときは、次に掲げる事項を記載した通知書により、納付義務者に通知する。

- (1) 世帯主の氏名
- (2) 還付又は充当の別
- (3) 還付又は充当する金額
- (4) その他市長が必要と認める事項

(平6規則41・平6規則90・平27規則48・一部改正)

(欠損処分の特例)

第17条の2 区長は、欠損処分をしたときは、直ちに、区会計管理者に通知しなければならない。

2 区長は、欠損処分をしたときは、その旨を保険料その他諸収入金の収納に関する電算記録に収録し、又は国民健康保険料徴収台帳に記録し、その他の関係帳簿を欠損決定消込み印により整理しなければならない。

(平29規則58・全改)

(過料)

第18条 [条例第25条](#)から[第27条](#)までに規定する過料を徴収する場合は、国民健康保険過料処分通知書によるものとする。

(施術療養費支出事務の特例)

第18条の2 市長が別に指定する者の請求に係る施術療養費の支出命令書には、[横浜市会計規則\(令和6年3月横浜市規則第26号\)第40条第1項](#)の規定にかかわらず、支出の根拠を証する施術療養費明細書の添付を要しない。

(昭61規則121・令6規則41・一部改正)

(金銭払込日計表等の特例)

第18条の3 国民健康保険料関係税外収入金については、国民健康保険金銭払込集計表及び国民健康保険金銭払込日計表により整理するものとする。

(昭61規則121・令6規則41・一部改正)

(必要事項の記録)

第19条 区長は、国民健康保険の事務に関して必要な事項を電算記録に収録し、又は関係書類に記録し、その状況を明らかにしておかなければならない。

(平6規則41・全改)

(様式)

第20条 法令及びこの規則の規定による帳簿及び書類その他国民健康保険の事務に必要な帳簿及び書類の様式は、市長が別に定めるもののほか、[別表](#)に定めるところによる。

(平6規則41・全改)

付 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

(行政区再編成に伴う経過措置)

3 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例(平成5年12月横浜市条例第71号)第1条の規定により消滅した区(以下「消滅区」という。)の区長に委任された国民健康保険事務は、消滅区の区域が新たに属することとなった区(以下「承継区」という。)の区域によって、その承継区の区長がそれぞれ承継する。この場合において、消滅区の区長がした国民健康保険に関する手続その他の行為及び消滅区の区長に対してなされた申請その他の手続は、それぞれ承継区の区長がした国民健康保険に関する手続その他の行為及び承継区の区長に対してなされた申請その他の手続とみなす。

(昭61規則104・全改、平6規則109・一部改正)

(公的年金等所得に係る保険料の減額の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、[第12条第1項各号列記以外の部分](#)中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)」と、「同法附則第33条の2第5項」とあるのは「地方税法附則第33条の2第5項」と、[同項第1号](#)中「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(平22規則34・全改、令3規則17・一部改正)

付 則(昭和37年3月規則第21号)

この規則は、昭和37年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規則施行の際、現に存するこの規則による改正前の規則の規定により作成された様式書類については、なお、当分の間これを適宜修正のうえ使用できるものとする。

付 則(昭和38年3月規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に存するこの規則による改正前の規則の規定により作成された様式書類については、なお、当分の間これを適宜修正のうえ使用できるものとする。

付 則(昭和38年8月規則第49号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和38年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に存するこの規則による改正前の規定により作成された様式書類については、なお当分の間これを適宜修正の上、使用できるものとする。

付 則(昭和38年12月規則第82号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条及び第12条の3の規定は、昭和38年4月1日から適用する。

2 削除

付 則(昭和39年5月規則第77号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の規則の規定により作成された様式書類で現に使用するものについては、なお当分の間これを適宜修正のうえ使用できるものとする。

付 則(昭和40年11月規則第93号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年度分の保険料から適用する。

付 則(昭和40年12月規則第99号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中国民健康保険被保険者異動届に係る改正規定は、昭和41年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この規則施行の際、この規則による改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間これを適宜修正のうえ、使用できるものとする。

付 則(昭和41年10月規則第70号) 抄

(施行期日)

1 この規則中区役所支所に係る改正規定は公布の日から施行し、その他に係る改正規定は公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。ただし、第36号様式に係る改正規定は、昭和42年度保険料の賦課から適用する。

(経過措置)

2 昭和40年度までに賦課し、または賦課すべきであった保険料の減額については、この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、これを適宜修正のうえ、使用できるものとする。

付 則(昭和42年3月規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和42年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「新規則」という。)の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際、現に旧規則第18号様式、第27号様式及び第28号様式により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ、使用することができる。

4 この規則の施行の際、新規則の規定による様式書類は、この規則の施行日前に旧規則により督促したものの督促手数料の処理に関して使用する場合においては、なお当分の間、適宜修正のうえ、使用することができる。

付 則(昭和42年9月規則第75号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年度分の保険料から適用する。

付 則(昭和42年12月規則第91号)

(施行期日等)

1 この規則は、昭和43年1月1日から施行し、第14条に係る改正規定は、昭和43年度分保険料から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「新規則」という。)の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際、旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ、使用することができる。

4 条例第7条第3項各号のいずれかに該当する被保険者が、当該各号に定める療養の給付を受けるときは、当分の間、9割給付受給証明書(付則第1号様式。以下「証明書」という。)を旧規則第7号様式による国民健康保険被保険者証にはりつけて、療養取扱機関または市に提出しなければならない。

- 5 新規則第6条の2第2項から第4項までの規定は、証明書の交付について準用する。この場合において、同条第2項中「横浜市国民健康保険被爆者給付証明書交付申請書」とあるのは「9割給付受給証明書交付申請書(付則第2号様式)」と読み替えるものとする。
- 6 この規則の施行後に条例第19条の2の規定に基づき、昭和42年度分保険料の減額をする場合は、新規則第12条の規定にかかわらず、同条同号に定める額に、同条第1号に該当する納付義務者については440円、同条第2号に該当する納付義務者については293円を合算した額に4分の1を乗じて得た額を横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例(昭和42年12月横浜市条例第49号。以下「改正条例」という。)付則第3項に規定する額から減額する。
- 7 改正条例施行前から引き続き保険料を賦課している納付義務者に対する改正条例付則第3項に規定する保険料の額の通知は、新規則第25号様式の規定にかかわらず、横浜市国民健康保険保険料額変更通知書(付則第3号様式。以下「保険料額変更通知書」という。)により行なうものとする。ただし、改正条例施行前に賦課された昭和43年1月分以後の保険料の額が、改正条例施行後に賦課すべき保険料の額と同額の場合は、改正条例施行前に発行された旧規則第25号様式による横浜市国民健康保険保険料額(変更)通知書は本項の規定により発行した保険料額変更通知書とみなし、その発行は行なわない。
- 8 改正条例施行後に賦課すべき昭和42年度分保険料の納期は、毎月1日から末日までとし、その納付額は、改正条例付則第3項の規定する額の3分の1に相当する額とする。この場合において、各納期の納付額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

[付則第1号様式](#)

付則第1号様式

(表)

郵便はがき



横浜市 区 町 番地

方 殿

横浜市国民健康保険の給付割合は、昭和43年1月1日から改定されます。あなたの世帯においては、裏面の証明書に記載の方が、証明書のとおり、お医者さんの窓口で現金(一部負担金)を1割支払えばよくなりました。証明書を切りとり被保険者証にはりつけて使用して下さい。

横浜市 区役所 支所 戸籍保険課

(はがき大)

(裏)

9割給付受給証明書

区分	氏名	診療種別	給付期間	保険者印
高80歳以上 年齢者		医科	年 月 1日以後	
		歯科	年 月 1日以後	
乳幼児		医科	年 月 日から 年 月 日まで	
		歯科	年 月 日から 年 月 日まで	
医科5歳未満 歯科1歳未満		医科	年 月 日から 年 月 日まで	
		歯科	年 月 日から 年 月 日まで	
		医科	年 月 日から 年 月 日まで	
		歯科	年 月 日から 年 月 日まで	

この部分は被保険者証(3)面の左端にはりつけて下さい。

上記の者は横浜市国民健康保険条例第7条第3項の規定により、上記の期間中一部負担金の割合は1割であることを証明します。

年 月 日

横浜市 印

注意 この証明書は被保険者証にはりつけてなければ無効です。

----- 切り取り線 -----

[付則第2号様式](#)

9割給付受給証明書交付申請書							
被保険者証記号・番号		浜一 第 号					
年齢区分	氏名	性別	生年月日	※給付期間			
高齢者 (80歳以上)		男・女	年 月 日	年 月 1日以後			
		男・女	年 月 日	年 月 1日以後			
		男・女	年 月 日	年 月 1日以後			
乳幼児 (15歳未満)		男・女	年 月 日	医科	年 月 日から	年 月 日まで	
				歯科	年 月 日から	年 月 日まで	
		男・女	年 月 日	年 月 日	医科	年 月 日から	年 月 日まで
					歯科	年 月 日から	年 月 日まで
		男・女	年 月 日	年 月 日	医科	年 月 日から	年 月 日まで
					歯科	年 月 日から	年 月 日まで
	男・女	年 月 日	年 月 日	医科	年 月 日から	年 月 日まで	
				歯科	年 月 日から	年 月 日まで	
備 考							
<p>上記のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 _____</p> <p>世帯主 氏名 _____ (印)</p> <p>横浜市 区長殿</p>							
処 理 欄	受 付	該当者名簿	被保険者 台帳照合	証明書交付 年 月 日			
				・ ・			

(B5)

- 注意 1 この申請書は、国民健康保険被保険者証を添えて提出して下さい。
 2 ※印の欄は記入しないで下さい。

(表)

横浜市国民健康保険保険料額変更通知書

昭和42年度分の国民健康保険保険料の額を横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例(昭和42年12月横浜市条例第49号)の施行に伴い、下記のとおり変更したので通知します。

昭和43年1月1日

横浜市 区長

区	町	被保険者証番号	補番	町名	減額率	異動月	市民税額	被保険額	所得割額	被保険者均等割額	合計額	印			
		丁目	番地	項目	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分				11月分
				変更前の保険料月額											
				変更後の保険料月額											

(裏面をご覧下さい。)

太線内は1月以後に納めていただく保険料額です。

(備考) 紙色は白、刷色は茶とする。

(縦9cm、横30.5cm)

(裏)

注意 この決定についてわからないことがあるときは、区役所保険年金課国民健康保険係、区役所支所戸籍保険課保険年金係または地区担当員にお問い合わせ下さい。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、文書または口頭で神奈川県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。

付 則(昭和43年4月規則第27号)

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第12条、第12条の4、第14条、第17条、第17条の4、第19条、別表第1、第24号様式の2、第25号様式、第27号様式、第28号様式、第29号様式の2から第31号様式の3まで、第32号様式の3及び第37号様式に係る改正規定は、昭和43年度分の保険料から適用する。

(経過措置)

- 昭和42年度までに賦課し、または賦課すべきであった保険料の減額については、この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「新規則」という。)第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 昭和43年度第1期分の保険料に係る自主納付申出書の提出は、新規則第14条第5項の規定にかかわらず、昭和43年4月10日まで行なうことができる。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ、使用することができる。

付 則(昭和43年9月規則第77号)

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、昭和43年度の保険料から適用する。ただし、第14条第1項及び第5項に係る改正規定は、昭和43年度第4期分の保険料から適用する。

(経過措置)

- 昭和42年度までに賦課し、または賦課すべきであった保険料の額の減額については、この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則(昭和44年3月規則第31号)

(施行期日)

- この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行日の前日までに賦課すべきであった保険料の額の減額については、この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ、使用することができる。

付 則(昭和44年9月規則第93号)

(施行期日)

- この規則は、昭和44年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ、使用することができる。

付 則(昭和45年3月規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ、使用することができる。

3 条例第7条第3項第1号から第3号までのいずれかに該当する被保険者が、当該各号に定める療養の給付を受けるときは、当分の間、10割給付受給証明書(付則様式)を旧規則第7号様式による国民健康保険被保険者証にはりつけて使用することとする。

付則様式

付則様式 (表)

郵便はがき

○

横浜市国民健康保険の給付割合は、昭和45年4月1日から改定されます。

あなたの世帯においては、裏面の「証明書」に記載の方が、「証明書」の給付期間内に診療または薬剤の支給を受けるときは、一部負担金(自己負担分)を支払う必要がなくなります。この「証明書」を切りとり、必ず被保険者証の(3)面にはりつけて使用してください。

10月1日からは、新しい被保険者証に切りかえます。

横浜市 区役所 保険年金課

付則様式 (裏)

10割給付受給証明書

年齢区分	氏名	診療種別	給付期間	保険者印
高年齢者(75歳以上)		医科	年 月 日以後	
		歯科	年 月 日以後	
乳幼児		医科	年 月 日から 年 月 日まで	
		歯科	年 月 日から 年 月 日まで	
医科1歳未満		医科	年 月 日から 年 月 日まで	
		歯科	年 月 日から 年 月 日まで	

上記の者が、この証明書の給付期間内に療養の給付を受けるときは、一部負担金の支払いを要しないことを証明します。

年 月 日 横浜市 印

(注意)
この証明書は、被保険者証にはりつけてなければ無効です。

(切りとり線)

この証明書を切りとって、被保険者証(3)面の「9割給付受給資格者」欄の上にはりつけてください。

この証明書がお手もとにとどく前に診療を受けた場合には、支払った一部負担金相当額を後日お返しいたしますので、区役所へ申し出てください。

(はがき大)

付 則(昭和45年7月規則第92号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(長期譲渡所得等に係る保険料の減額の特例に関する規定の適用)

2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「新規則」という。)付則第5項及び第6項の規定は、世帯主及びその世帯に属する被保険者について地方税法等の一部を改正する法律(昭和44年法律第16号)附則第15条または地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第19条の規定により適用される地方税法(昭和25年法律第226号)附則第34条または第35条の規定の適用がある場合には、昭和45年度分の保険料の減額の算定についても適用する。この場合において、新規則付則第5項中「昭和46年度」とするのは「昭和45年度」とする。

付 則(昭和46年4月規則第35号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

付 則(昭和46年5月規則第45号)

この規則は、昭和46年6月1日から施行する。

付 則(昭和47年3月規則第35号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定に基づき作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

付 則(昭和47年7月規則第99号)

この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

付 則(昭和47年7月規則第105号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年3月規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年5月規則第89号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている被保険者証は、なお当分の間、使用することができる。

付 則(昭和48年7月規則第114号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年10月規則第133号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、これを適宜修正のうえ、使用することができるものとする。

付 則(昭和48年12月規則第157号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の次に2条を加える改正規定、別表第2中「

12	国民健康保険療養費(看護・移送)支給申請書	同上
13	国民健康保険/療養/看護・移送/療養の給付費支給決定通知書	
14	国民健康保険/療養/看護・移送/費不支給決定通知書	

」を「

12	国民健康保険療養費(看護・移送)支給申請書	同上
12の2	国民健康保険高額療養費支給申請書	第8条の3
13	国民健康保険/療養・療養の給付/高額療養/看護・移送/費支給決定通知書	
14	国民健康保険/療養・療養の給付/高額療養/看護・移送/費不支給決定通知書	

」に改める改正規定、第12号様式の次に様式を加える改正規定並びに第13号様式及び第14号様式の改正規定は、昭和49年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間これを適宜修正のうえ、使用できるものとする。

付 則(昭和49年3月規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間これを適宜修正のうえ、使用できるものとする。

付 則(昭和49年3月規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年1月1日以後に受けた療養から適用する。

附 則(昭和49年5月規則第59号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間これを適宜修正のうえ、使用できるものとする。

附 則(昭和49年8月規則第93号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「新規則」という。)付則第7項の規定は、世帯主又はその世帯に属する被保険者について地方税法の一部を改正する法律(昭和49年法律第19号)附則第17条第1項の規定により適用される地方税法附則第33条の2の規定の適用がある場合には、昭和49年度分の保険料の減額の算定についても、適用する。この場合において、新規則付則第7項中「昭和50年度」とあるのは、「昭和49年度」とする。
- 3 新規則付則第8項の規定は、昭和49年度分の保険料の減額の算定から適用し、昭和48年度分までの保険料の減額の算定については、なお従前の例による。

附 則(昭和49年9月規則第123号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和49年10月1日から施行する。ただし、第8条の2の改正規定は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 昭和49年8月31日以前に行われた療養に係る高額療養費については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ、使用できるものとする。

附 則(昭和49年10月規則第142号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年7月規則第75号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則付則第5項及び第8項の規定は、昭和50年度分の保険料から適用し、昭和49年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則(昭和50年12月規則第128号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条の2、第8条の3及び別表第2に係る改正規定は、昭和50年10月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 昭和50年9月30日以前に行われた療養に係る高額療養費に関しては、この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則第8条の2、第8条の3及び別表第2の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用できるものとする。

附 則(昭和51年2月規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則(昭和51年5月規則第63号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和51年9月7日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている国民健康保険被保険者証は、昭和51年9月30日まで使用することができる。

附 則(昭和51年10月規則第106号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第16号様式及び第17号様式の改正規定は、昭和51年10月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行又は適用の際この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ、使用できるものとする。

附 則(昭和52年2月規則第11号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月規則第19号)

この規則は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則(昭和52年6月規則第74号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則(昭和52年7月規則第90号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年7月4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則(昭和52年8月規則第110号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則(昭和53年3月規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年6月規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和53年9月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている国民健康保険被保険者証は、昭和53年9月30日まで使用することができる。

附 則(昭和53年8月規則第89号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年4月規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年7月規則第67号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則(昭和55年3月規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則(昭和55年7月規則第75号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和55年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則(昭和56年3月規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第10条の2の規定は、この規則の施行の日以後に出生した被保険者に係る障害児育児手当金の支給について適用し、同日前に出生した被保険者に係る障害児育児手当金の支給については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則(昭和56年7月規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年6月規則第82号)

(施行期日)

1 この規則中付則第5項及び付則第10項の改正規定は公布の日から、第7号様式の改正規定は昭和57年9月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている国民健康保険被保険者証は、昭和57年9月30日まで使用することができる。

附 則(昭和58年1月規則第7号)

(施行期日)

1 この規則中第6条の2第1項及び第2項、第6条の3、第6条の4第1項、第7号様式並びに第18号様式の2の改正規定は昭和58年2月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則(昭和58年6月規則第56号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則(昭和58年6月規則第60号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則(昭和59年7月規則第81号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年9月7日から施行する。ただし、付則第7項の改正規定及び付則第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により作成されている様式書類(国民健康保険被保険者証を除く。)は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている国民健康保険被保険者証は、昭和59年9月30日まで使用することができる。

附 則(昭和59年9月規則第95号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

3 横浜市国民健康保険条例(昭和35年12月横浜市条例第35号)第7条第1項第2号又は第3号に規定する被保険者が、療養の給付又は国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第53条第1項に規定する療養を受けるとき

は、当分の間、国民健康保険被保険者証に国民健康保険・退職被保険者等証明書(附則第1号様式)を添えて、療養取扱機関若しくは特定承認療養取扱機関又は本市に提出しなければならない。

- 4 区長は、横浜市国民健康保険条例第7条第1項第2号又は第3号に規定する被保険者が横浜市国民健康保険条例施行規則第4条第1項各号のいずれかに該当することにより、療養の給付又は国民健康保険法第53条第1項に規定する療養を受ける際、療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関に国民健康保険被保険者証及び国民健康保険・退職被保険者等証明書を提出できないときは、当分の間、世帯主の申請により一定の期間を限って国民健康保険・退職被保険者等資格証明書(附則第2号様式)を交付することができる。
- 5 前項の申請は、国民健康保険・退職被保険者等資格証明書発行申請書(附則第3号様式)によるものとする。

[附則第1号様式](#)

附則第1号様式

(表)

 健康保険・退職被保険者等証明書									
保険者番号		6	7				交付年月日		
記号番号		40-				年 月 日			
有効期間		年 月 日から			年 月 日まで				
本人・被扶養者の別	氏名	男女別	生年月日			本人の続柄	退職被保険者等該当年月日		保険者印
本人		男 女							
		男 女							
被扶養者		男 女							
		男 女							
		男 女							
保険者	横浜市 			一部負担金の割合	本人		2割		
発行局課	区役所 課				被扶養者	入院		2割	
				入院外		3割			

(注) 裏面を参照してください。

(縦12.7センチメートル、横9.1センチメートル)

(裏)

注 意 事 項

1 病院及び診療所などで診療を受けようとするときは、保険証にこの証明書を必ず添えて窓口へ提出してください。

2 診療を受けるときに支払う金額は、次の区分に応じた割合です。

ア 本人	2割
イ 被扶養者	入院 2割
	入院外 3割

ただし、10割給付受給資格者(保険証の5面に記載されている乳幼児(医科1歳未満・歯科5歳未満)・障害者等)は、退職者医療制度においても10割給付になりますので、一部負担金の支払いを要しません。また、結核予防法第34条又は第35条に規定する医療を受けるとき(結核予防法の適用を受けない医療を受けるときは、一部負担金が生じます。)及び精神衛生法第29条、第29条の2又は第32条に規定する医療を受けるときも一部負担金の支払いを要しません。

3 70歳になると翌月1日から(1日生まれのときはその月)から老人保健法による医療を受けることとなりますので、誕生月に保険証にこの証明書を添えて届け出てください。

また、転出等で被保険者の資格がなくなつたとき届出をする際にも、保険証にこの証明書を添えてください。

4 この証明書の表面の記載事項に変更があつたときは、14日以内に保険証にこの証明書を添えて届け出てください。

5 不正にこの証明書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

附則第2号様式

第 号		② 国民健康保険・退職被保険者等資格証明書									
		幼	障	原							
被保険者証 記号・番号	40—	一部負担 金の割合	入 院	割							
			入院外	割							
世帯主氏名		男 女 別	男 ・ 女								
氏 本 人		男 女 別	男 ・ 女								
名 被扶養者											
生 年 月 日	年 月 日	退職被保険 者との続柄									
住 所											
証明書発行 理 由											
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで									
保 險 者	番 号	<table border="1"> <tr> <td>6</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			6	7					
	6	7									
	名 称	横 浜 市									
所 在 地	横浜市中区港町1丁目1番地										
<p>上記の者は、横浜市国民健康保険の退職被保険者又は被扶養者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">横浜市 区長 印</p>											

- (注意) 1 受診の際には、この証明書を療養取扱機関等に提出してください。
 2 「幼」は乳幼児の、「障」は心身障害者の、「原」は原爆被爆者の略です。
 (B6)

[附則第3号様式](#)

附則第3号様式

㊦ 国民健康保険・退職被保険者等資格証明書発行申請書				
第 号		幼	障	原
被保険者証 記号・番号	40—	一部負担 金の割合	入 院	割
			入院外	割
世帯主氏名		男 女 別	男 ・ 女	
氏 本 人		男 女 別	男 ・ 女	
名 被 扶 養 者				
生 年 月 日	年 月 日	退職被保険 者との続柄		
住 所				
申 理 由				
請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
<p>上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">(世帯主)</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">横浜市 区長 殿</p>				
処 理 欄	受 付	被保険者台帳	備 考	

(注意) 「幼」は乳幼児の、「障」は心身障害者の、「原」は原爆被爆者の略です。

(B6)

附 則(昭和60年3月規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則第1条による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(昭和60年9月規則第68号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年9月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)規定により作成されている様式書類(国民健康保険被保険者証を除く。)は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている国民健康保険被保険者証は、昭和60年9月30日まで使用することができる。

附 則(昭和61年2月規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(昭和61年3月規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(昭和61年7月規則第78号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)付則第10項の規定は、昭和59年度分の国民健康保険料については、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている被保険者台帳は、なお当分の間、使用することができる。

附 則(昭和61年10月規則第104号)

この規則は、昭和61年11月3日から施行する。

附 則(昭和61年12月規則第121号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年12月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により作成されている様式書類(領収書を除く。)は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第27号様式の規定により作成されている領収書は、昭和61年12月18日まで使用することができる。

附 則(昭和62年2月規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(昭和62年7月規則第92号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7号様式及び第7号様式の2の改正規定は、昭和62年9月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則付則第9項の規定は、昭和62年度分の保険料から適用し、昭和61年度までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 第7号様式及び第7号様式の2の改正規定の施行の際現にこの改正規定による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証は、昭和62年9月30日まで使用することができる。

附 則(昭和63年3月規則第44号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第7号様式(表)及び第7号様式の2(表)の改正規定は、精神衛生法等の一部を改正する法律(昭和62年法律第98号)の施行の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則付則第8項の規定は、昭和63年度以後の年度分の保険料の減額について適用し、昭和62年度分までの保険料の減額については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証は、なお当分の間、使用することができる。
附 則(平成元年3月規則第28号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
附 則(平成元年7月規則第80号)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則付則第6項の規定は、平成元年度分の保険料から適用し、昭和63年度までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
附 則(平成2年3月規則第16号)
この規則は、平成2年4月1日から施行する。
附 則(平成2年5月規則第49号)
この規則は、平成2年6月1日から施行する。
附 則(平成2年7月規則第76号)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則付則第10項の規定は、平成2年度分の保険料から適用し、平成元年度分までの保険料については、なお従前の例による。
附 則(平成3年3月規則第19号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第12条の規定は、平成3年度分の保険料から適用し、平成2年度分までの保険料については、なお従前の例による。
附 則(平成3年9月規則第74号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成3年9月12日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている国民健康保険被保険者証、国民健康保険退職被保険者証及び国民健康保険被保険者資格証明書は、平成3年9月30日まで使用することができる。
附 則(平成5年3月規則第36号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。
附 則(平成5年12月規則第130号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成6年3月規則第41号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則第34条の規定による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定は、平成6年度分以後の保険料について適用し、平成5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成6年7月規則第64号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年8月規則第73号)

この規則は、平成6年8月20日から施行する。

附 則(平成6年9月規則第90号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「新規則」という。)第9条の規定は、出産の日がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後である被保険者及び被保険者であった者について適用し、出産の日が施行日前である被保険者及び被保険者であった者の出産に係る給付については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)による国民健康保険被保険者証、国民健康保険退職被保険者証、国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険特別療養証明書、国民健康保険被保険者受療証、国民健康保険退職被保険者等受療証、国民健康保険被爆者給付証明書及び国民健康保険一部負担金/減免/徴収猶予/証明書は、なお当分の間、新規則の様式によるものとみなす。

4 新規則の規定により作成される様式書類については、施行日以後の診療に係る申請について適用し、施行日前の診療に係る申請については、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成6年11月規則第109号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成6年11月6日から施行する。

(経過措置)

3 この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則第3号様式から第5号様式まで、第8号様式、第15号様式及び第25号様式、横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則第2号様式並びに横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例施行規則第2号様式は、なお当分の間、この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則及び横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則、横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例施行規則、横浜市老人及び心身障害者の看護料の援助に関する条例施行規則、横浜市老人保健医療事務取扱規則、横浜市保健所条例施行規則及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成7年6月規則第85号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により作成されている国民健康保険被保険者証、国民健康保険退職被保険者証及び国民健康保険被爆者給付証明書は、平成7年9月30日まで使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成7年9月規則第108号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成7年12月規則第132号)

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成8年3月規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成8年6月規則第59号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「新規則」という。)第10条の5第1号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に横浜市国民健康保険条例第11条の5第2項第1号に定める日に達する者について適用し、施行日前に同号に定める日に達した者については、なお従前の例による。
- 3 新規則第10条の5第2号の規定は、施行日以後の医療に係る小児医療附加金の支給について適用し、同日前の医療に係る小児医療附加金の支給については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成8年12月規則第120号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第10条の5第2号の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る小児医療附加金の支給について適用し、同日前の医療に係る小児医療附加金の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成9年6月規則第71号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第10条の4第1項及び第2項並びに第10条の5第1号の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る小児医療附加金の支給について適用し、同日前の医療に係る小児医療附加金の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成9年8月規則第88号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証は、平成9年9月30日まで使用することができる。

附 則(平成10年3月規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則付則の規定は、平成10年度以後の年度分の保険料の減額について適用し、平成9年度分までの保険料の減額については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成10年6月規則第55号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第10条の5第2号の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る小児医療附加金の支給について適用し、同日前の医療に係る小児医療附加金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成10年12月規則第95号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る小児医療附加金の支給について適用し、同日前の医療に係る小児医療附加金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則付則の規定は、平成11年度以後の年度分の保険料の減額について適用し、平成10年度分までの保険料の減額については、なお従前の例による。

附 則(平成11年6月規則第68号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る小児医療附加金の支給について適用し、同日前の医療に係る小児医療附加金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月規則第46号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成12年7月規則第126号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年1月規則第1号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市市税条例施行規則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市老人保健医療事務取扱規則、理容師法施行細則、美容師法施行細則、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、浄化槽法施行細則、土地区画整理法第72条の規定による土地立入測量調査員の身分証票等規則、横浜市都市計画法施行細則及び横浜市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成13年3月規則第36号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月規則第75号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条の5第2号の改正規定は、平成13年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「新規則」という。)第10条の5第2号の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る小児医療附加金の支給について適用し、同日前の医療に係る小児医療附加金の支給については、なお従前の例による。

3 新規則付則第10項の規定は、平成14年度以後の年度分の保険料の減額について適用し、平成13年度分までの保険料の減額については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成13年12月規則第114号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第10条の5の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る小児医療附加金の支給について適用し、同日前の医療に係る小児医療附加金の支給については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成14年2月規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録等に関する規則、母子保健法施行細則、結核予防法施行細則、横浜市看護学生修学資金貸与条例施行規則及び横浜市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成14年6月規則第57号)

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(平成14年9月規則第77号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「新規則」という。)第10条の5の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る小児医療附加金の支給について適用し、同日前の医療に係る小児医療附加金の支給については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)の様式による国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証は、当該被保険者証に記載された有効期限を経過するまでの間、使用することができる。

4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成15年3月規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第39号様式及び第41号様式から第42号様式の2までの改正規定は、平成15年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)の様式による国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証は、当該被保険者証に記載された有効期限を経過するまでの間、使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則第10号様式、第11号様式、第22号様式及び第24号様式の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成15年9月規則第89号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第37号様式から第39号様式までの改正規定は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)の様式による国民健康保険被保険者証及び国民健康保険退職被保険者証は、当該被保険者証に記載された有効期限を経過するまでの間、使用することができる。

3 第37号様式から第39号様式までの改正規定の施行の際現に旧規則第37号様式から第39号様式までの規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成15年12月規則第108号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)第2条第1項第2号オの規定及び第10条の4から第10条の9までの規定は、この規則の施行の日前に被保険者が受けた医療については、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成16年3月規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第2条第1項第4号ただし書及び第12条の規定は、平成16年度以後の年度分の保険料について適用し、平成15年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成16年5月規則第64号)

この規則は、平成16年6月1日から施行する。ただし、第3号様式、第4号様式、第8号様式、第15号様式及び第15号様式の3の改正規定は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成17年3月規則第51号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中福祉措置による横浜市乗合自動車等特別乗車券交付規則第3条第1項第2号の改正規定(「第15条」を「第12条第1項」に改める部分に限る。)、第2条から第4条までの規定、第5条中横浜市児童相談所長委任規則第6号の改正規定、第7条中横浜市児童相談所規則第1条第1号の改正規定及び第8条中横浜市敬老特別乗車証条例施行規則第6条第1項第2号の改正規定(「第15条」を「第12条第1項」に改める部分に限る。)は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年8月規則第112号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、別表11の項及び13の項、第11号様式、第13号様式並びに第21号様式から第24号様式までの改正規定は公布の日から、別表2の項名称の欄の改正規定、同表の改正規定(「

4の2	国民健康保険高齢受給者証	法施行規則第7条の4第1項
-----	--------------	---------------

」を「

4の2	国民健康保険退職被保険者証(被扶養者)	同上
-----	---------------------	----

4の3	国民健康保険高齢受給者証	法施行規則第7条の4第1項
-----	--------------	---------------

」に改める部分に限る。)、第2号様式から第4号様式までの改正規定、第4号様式の2を第4号様式の3とし、第4号様式の次に1様式を加える改正規定及び第5号様式の改正規定は平成17年9月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)第2条第1項第2号及び第4号、第6条の3から第6条の7まで並びに第10条の3の規定は、この規則の施行の日前に被保険者が受けた医療については、なおその効力を有する。
- 3 第3号様式、第4号様式及び第5号様式の改正規定の施行の際現に交付されている旧規則の様式による国民健康保険被保険者証、国民健康保険退職被保険者証及び国民健康保険被保険者資格証明書は、当該被保険者証及び資格証明書に記載された有効期限を経過するまでの間、使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第6号様式、第15号様式の3、第17号様式、第18号様式、第29号様式、第35号様式の3、第37号様式、第38号様式、第43号様式、第44号様式、第48号様式から第53号様式まで、第59号様式及び第64号様式の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成17年12月規則第150号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成18年3月規則第73号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月規則第84号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成18年7月規則第104号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定は、平成19年度以後の年度分の保険料の減額について適用し、平成18年度分までの保険料の減額については、なお従前に例による。

附 則(平成18年8月規則第110号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成18年9月規則第127号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成19年3月規則第51号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類(第7号様式及び第46号様式を除く。)は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成19年10月規則第100号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則、横浜市市税条例施行規則、横浜市保育費用徴収事務の特例に関する規則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市介護保険条例等施行規則、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、横浜市営住宅条例施行規則、横浜市土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成20年3月規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第12条、第12条の2第2号及び付則(付則第15項、付則別表及び付則第1号様式から第4号様式までを除く。)の規定は、平成20年度以後の年度分の保険料の減額について適用し、平成19年度分までの保険料の減額については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成20年10月規則第87号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第42号様式の2の改正規定は、平成20年10月6日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則付則第10項の規定は、平成20年度以後の年度分の保険料の減額について適用し、平成19年度分までの保険料の減額については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則第42号様式の2の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、使用することができる。

附 則(平成21年3月規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)第15号様式の3及び第15号様式の4による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証は、この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第15号様式の3及び第15号様式の4による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類(第15号様式の3及び第15号様式の4を除く。)は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成22年3月規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料の減額について適用し、平成21年度分までの保険料の減額については、なお従前の例による。

附 則(平成22年5月規則第43号)

この規則中、第4条第1項第1号の改正規定は公布の日から、第12条第1項の改正規定は平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成22年6月規則第50号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成23年6月規則第68号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5号様式の改正規定は、平成23年9月5日から施行する。

(経過措置)

2 第5号様式の改正規定の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)第5号様式による国民健康保険被保険者資格証明書は、当該資格証明書に記載された有効期限を経過するまでの間、使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第62号様式による国民健康保険検査証は、この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第62号様式による国民健康保険検査証とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類(第62号様式を除く。)は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成24年3月規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則第15号様式の2による国民健康保険限度額適用認定証、第15号様式の3及び第15号様式の4による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、第46号様式による横浜市国民健康保険徴収職員証並びに第62号様式による国民健康保険検査証は、それぞれこの規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第15号様式の2による国民健康保険限度額適用認定証、第15号様式の3及び第15号様式の4による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、第46号様式による横浜市国民健康保険徴収職員証並びに第62号様式による国民健康保険検査証とみなす。

附 則(平成24年7月規則第68号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第6条の規定による改正前の生活保護法施行細則、第7条の規定による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則、第8条の規定による改正前の横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則、第9条の規定による改正前の理容師法施行細則、第10条の規定による改正前の美容師法施行細則及び第12条の規定による改正前の横浜市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成25年3月規則第47号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成26年3月規則第35号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第12条第1項第2号の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料の減額について適用し、平成25年度分までの保険料の減額については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月規則第48号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)第8号様式による国民健康保険標準負担額減額認定証、第15号様式の2による国民健康保険限度額適用認定証及び第15号様式の4による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証は、それぞれこの規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第8号様式による国民健康保険食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証、第15号様式の2による国民健康保険限度額適用認定証及び第15号様式の4による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類(第8号様式、第15号様式の2及び第15号様式の4を除く。)は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成27年12月規則第98号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類(第1号様式を除く。)は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成28年5月規則第74号)

- この規則は、平成28年6月1日から施行する。ただし、第66号様式及び第67号様式の改正規定は、同年10月17日から施行する。

附 則(平成29年3月規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料の減額について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料の減額については、なお従前の例による。

附 則(平成29年7月規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(令和元年6月規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、別表4の項及び第4号様式の改正規定は、令和元年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)付則第1号様式による国民健康保険退職被保険者証、付則第2号様式による国民健康保険退職被保険者証(被扶養者)、第3号様式による国民健康保険被保険者証、第5号様式による国民健康保険被保険者資格証明書及び第15号様式の3による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証は、当該被保険者証、資格証明書及び認定証に記載された有効期限を経過するまでの間、使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第8号様式による国民健康保険食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証及び第15号様式による国民健康保険特定疾病療養受療証は、それぞれこの規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第8号様式による国民健康保険食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証及び第15号様式による国民健康保険特定疾病療養受療証とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類(第6号様式及び第7号様式に限る。)は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(令和2年3月規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(令和2年3月規則第41号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(令和3年3月規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第4号様式、第2号様式、第6号様式、第7号様式、第14号様式、第20号様式及び第23号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「新規則」という。)第12条第1項及び付則第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料の減額について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料の減額については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)付則第1号様式による国民健康保険退職被保険者証、付則第2号様式による国民健康保険退職被保険者証(被扶養者)、付則第3号様式による国民健康保険退職被保険者等受療証、第3号様式による国民健康保険被保険者証、第3号様式の2による国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証、第5号様式による国民健康保険被保険者資格証明書、第8号様式による国民健康保険食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証、第15号様式の2による国民健康保険限度額適用認定証、第15号様式の4による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証及び第21号様式による国民健康保険被保険者受療証は、当該被保険者証、受給者証、資格証明書及び認定証に記載された有効期限並びに当該受療証に記載された有効期間を経過するまでの間、使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第15号様式による国民健康保険特定疾病療養受療証は、新規則第15号様式による国民健康保険特定疾病療養受療証とみなす。
- 5 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に旧規則付則第4号様式、第2号様式、第6号様式、第7号様式、第14号様式及び第23号様式の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(令和3年6月規則第42号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)付則第1号様式による国民健康保険退職被保険者証、付則第2号様式による国民健康保険退職被保険者証(被扶養者)、付則第3号様式による国民健康保険退職被保険者等受療証、第3号様式による国民健

康保険被保険者証、第3号様式の2による国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証、第5号様式による国民健康保険被保険者資格証明書、第8号様式による国民健康保険食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証、第15号様式の2による国民健康保険限度額適用認定証、第15号様式の4による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証及び第21号様式による国民健康保険被保険者受療証は、当該被保険者証、受給者証、資格証明書及び認定証に記載された有効期限並びに当該受療証に記載された有効期間を経過するまでの間、使用することができる。

- 3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第15号様式による国民健康保険特定疾病療養受療証は、この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第15号様式による国民健康保険特定疾病療養受療証とみなす。

附 則(令和3年9月規則第60号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(令和4年3月規則第32号)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料の減額について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料の減額については、なお従前の例による。

附 則(令和4年6月規則第50号)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年7月4日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則(以下「旧規則」という。)第8号様式による国民健康保険食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証、第15号様式の2による国民健康保険限度額適用認定証及び第15号様式の4による国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証は、当該認定証に記載された有効期限を経過するまでの間、使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第15号様式による国民健康保険特定疾病療養受療証は、この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則第15号様式による国民健康保険特定疾病療養受療証とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(令和5年9月規則第67号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年12月規則第87号)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料の減額について適用し、令和5年度分の保険料のうち同月前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料の減額については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月規則第41号)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市国民健康保険条例施行規則の規定により作成されている様式書類(第5号様式、第20号様式及び第30号様式を除く。)は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表

(平6規則41・全改、平6規則73・平6規則90・平7規則85・平7規則108・平7規則132・平8規則25・平9規則71・平12規則46・平14規則77・平15規則108・平16規則29・平16規則64・平17規則112・平17規則150・平18規則110・平18規則127・平19規則51・平20規則48・平20規則87・平21規則23・平

様式番号	名称	条項
1	削除	
2	修学中被保険者／該当／非該当／届出書(国民健康保険法第116条) 住所地特例届出書(国民健康保険法第116条の2) 介護保険第2号被保険者適用除外施設／入所／退所／届出書(介護保険法施行法第11条)	法施行規則第5条、 第5条の2 、 介護保険法施行法第11条
3	国民健康保険被保険者証	法施行規則第6条
3の2	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証	同上
4	削除	
5	国民健康保険被保険者資格証明書	法施行規則第6条第2項
6	国民健康保険被保険者証等各種証明書再交付申請書	法施行規則第7条第1項(第7条の3において準用する場合を含む。)、 第7条の4第4項 、 第26条の3第5項 (第26条の6の4第4項 、 第27条の14の2第6項 、 第27条の14の4第4項 及び 第27条の14の5第4項 において準用する場合を含む。)、 第27条の13第8項
6の2	特定同一世帯所属者証明書	法施行規則第12条の2
7	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書	法施行規則第26条の3第1項、 第27条の14の2第1項 、 第27条の14の4第1項 、 第27条の14の5第1項
8	国民健康保険食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証	法施行規則第26条の3第2項、 第26条の6の4第2項
9	国民健康保険標準負担額(差額)支給申請書	法施行規則第26条の5第2項、 第27条の14の5第6項
10	国民健康保険／療養費／特別療養費／支給申請書	法施行規則第27条第1項、 第27条の5第1項
11	削除	
12	国民健康保険移送費支給申請書	法施行規則第27条の11第1項
13	削除	
14	国民健康保険特定疾病認定申請書	法施行規則第27条の13第1項
15	国民健康保険特定疾病療養受療証	法施行規則第27条の13第4項
15の2	国民健康保険限度額適用認定証	法施行規則第27条の14の2第3項、 第27条の14の4第4項
15の3	削除	
15の4	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	法施行規則第27条の14の5第2項
16	国民健康保険高額療養費支給申請書兼申立書	法施行規則第27条の16第1項
17	国民健康保険／療養費／高額療養費／特別療養費／移送費／出産育児一時金・葬祭費／障害児育児手当金／標準負担額(差額)／高額介護合算療養費／支給決定通知書	
18	国民健康保険／療養費／高額療養費／特別療養費／移送費／出産育児一時金・葬祭費／障害児育児手当金／標準負担	

	額(差額)／高額介護合算療養費／不支給決定通知書	
19	国民健康保険特別療養給付申請書	法施行規則第28条第1項
20	国民健康保険特別療養証明書	法施行規則第28条第2項
21	国民健康保険被保険者受療証	第4条第1項
22	削除	
23	国民健康保険被保険者受療証発行申請書	第4条第2項
24	削除	
25	削除	
26	削除	
27	削除	
28	国民健康保険一部負担金／減免／徴収猶予／申請書	第7条第1項
29	国民健康保険一部負担金／減免／徴収猶予／ /承認／不承認／決定通知書	第7条第2項
30	国民健康保険一部負担金／減免／徴収猶予／証明書	第7条第3項
31	国民健康保険出産育児一時金支給申請書	第9条
32	国民健康保険葬祭費支給申請書	第10条
33	国民健康保険障害児育児手当金支給申請書	第10条の2
34	診断書	同上
35	第三者の行為による傷病届	第11条
36	国民健康保険の収入申立書	第12条の5
37	削除	
38	削除	
39	納付書	
39の2	納付書	
40	納付書	
40の2	納付書	
41	領収書	
41の2	領収書	
42	領収書	
43	督促状	
44	督促状付納付書	
45	削除	
46	横浜市国民健康保険徴収職員証	第14条の3第2項
47	国民健康保険料／徴収猶予／減免／申請書	第15条第1項
48	削除	
49	削除	
50	削除	
51	削除	
52	削除	
53	削除	

54	削除	
55	削除	
56	削除	
57	国民健康保険料徴収台帳	第17条の2第2項
58	欠損決定消込み印	同上
59	国民健康保険過料処分通知書	第18条
60	国民健康保険金銭払込集計表	第18条の3
61	国民健康保険金銭払込日計表	同上
62	国民健康保険検査証	法施行規則第44条
63	国民健康保険料延滞金免除申請書	
64	国民健康保険料延滞金免除／承認／不承認／決定通知書	
65	削除	
66	国民健康保険料納付証明願	
67	国民健康保険料納付証明書	
68	国民健康保険料納付額等証明書	

(備考)

この表において「法施行規則」とは、国民健康保険法施行規則をいう。

第1号様式 削除

(平27規則98)

[第2号様式](#)

(平17規則112・全改、平27規則98・令3規則17・一部改正)

第2号様式

修学中被保険者 該 当 届出書(国民健康保険法第116条)
 非該 当
 住所地特例届出書(国民健康保険法第116条の2)
 介護保険第2号被保険者適用除外施設 入所 届出書(介護保険法施行法第11条)
 退所

		被保険者証 記号・番号		40—		
(届出先) 横浜市 区長		(届出日)		年 月 日		
世帯主	住所	横浜市 区				
		氏名				
		個人番号				
該 当 者 氏 名		生 年 月 日		世帯主との続柄 個人番号		
		・ ・		-----		
		・ ・		-----		
		・ ・		-----		
国民健康保険法第116条 該 当 ・ 非該 当 (修学を理由として他の市町村に居住しているが本市国民健康保険の被保険者であるもの)	学校の名称					
	学校所在地					
	現在の住所					
	卒業予定 年 月 日	年 月 日	修学年限 年	在学年 年		
国民健康保険法第116条の2 該 当 ・ 非該 当	入所施設等の名称					
	該 当 日	年 月 日	非該 当 日	年 月 日		
介護保険法施行法第11条 該 当 ・ 非該 当	入所施設等の名称					
	該 当 日	年 月 日	非該 当 日	年 月 日		
※ 処 理 欄	※被保険者証交付状況		※児童福祉施設等	※受付	※入力	※確認
	窓口交付 ・ 郵送交付 回 収 ・ 未 回 収		該 当 ・ 非該 当			

(A4)

第3号様式

(平30規則39・全改、令元規則8・令3規則17・令3規則42・一部改正)

第3号様式

(表)

神奈川県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 記号	番号	(枝番)
氏名		性別	
生年月日			
住所			
世帯主氏名			
適用開始年月日			
交付年月日			
保険者番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
発行区名		交付者名	<input type="text"/>
		横浜市	

(縦5.4センチメートル、横8.6センチメートル)

(裏)

備考	<input type="text"/>
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p>	
<p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。</p>	
<p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p>	
<p>3. 私は、臓器を提供しません。</p>	
<p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。》</p>	
<p>【心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん}膵臓・^{すい}小腸・眼球】</p>	
<p>[特記欄：]</p>	
<p>署名年月日： 年 月 日</p>	
<p>本人署名(自筆)： _____ 家族署名(自筆)： _____</p>	

[第3号様式の2](#)

(令元規則8・追加、令3規則17・令3規則42・一部改正)

神奈川県国民健康保険被保険者資格証明書 有効期限 交付年月日 まで 交付			
記号		番号	(枝番)
世帯主	住所		
	氏名		
被保険者	氏名		
	生年月日		男・女
交付者の名称及び印並びに保険者番号	横 浜 市 <input type="text"/> <input type="text"/>		
発行局課			

この証明書で診療を受けるときは、診療費用の全額を支払ってください。

(備考)
 余白に適宜注意事項等について記載することができる。

注 意 事 項

- この証明書で診療を受けるときは、診療費用の全額を支払ってください。
- 滞納している保険料を納付したときは、被保険者証を交付しますので、区役所に申し出てください。
- 次の場合は、速やかに届け出てください。
 (1) 災害、入院等の特別な事情が生じたとき。
 (2) 公費負担による医療を受けることができるようになったとき。
- 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証明書を区役所に返してください。また、転出の届出をする際には、この証明書を添えてください。
- この証明書の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証明書を添えて区役所にその旨を届け出てください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備 考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。
 (1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×を付けてください。)

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

(特記欄：
 署名年月日 年 月 日
 本人署名(白筆)： 家族署名(白筆)：

(縦12.8センチメートル、横9.1センチメートル)

第6号様式

(平19規則51・全改、平20規則48・平24規則68・平27規則48・平27規則98・令元規則8・令3規則17・令4規則50・一部改正)

国民健康保険被保険者証等各種証明書再交付申請書

被保険者証 記号・番号	40—
----------------	-----

年 月 日

(申請先)
横浜市 区長
住所 横浜市 区 _____
申請者 _____
(世帯主)
氏名 _____
個人番号 _____
電話 () _____
次のとおり申請します。

対象となる被保険者氏名	生年月日	世帯主との続柄 個人番号	証交付状況
	・	・	窓・回 郵・未

再交付する証明書	申請の理由
1 被保険者証 2 資格証明書 3 被保険者証兼高齢受給者証 4 限度額適用認定証 5 限度額適用・標準負担額減額認定証 6 食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証 7 特定疾病療養受療証(血友病・腎不全)	1紛失 2焼失 3汚損 4破損 5未着 6その他 _____ _____ _____

誓約書
紛失した証明書を発見したときは、直ちに返納し、この紛失した被保険者証等各種証明書については、貴市に負担をかけないようにします。
申請者氏名 _____
(世帯主) _____

保険証を _____ 枚受領しました。 年 月 日 氏名 _____	【確認書類】 マイナンバーカード/運転免許証/在留カード等 パスポート/被保険者証/介護保険証 他() (No.) (備考)			
受付	入力	受療証	確認	未納

(注意) 申請の理由が1に該当する場合は、誓約書に氏名を記入してください。

第6号様式の2

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 特定同一世帯所属者証明書 </div>		
発行年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日		
世帯主	氏名	
	生年月日	
特定同一世帯所属者	氏名	
	生年月日	
	特定同一世帯所属者に該当した年月日	
交付者	交付者の名称及び印並びに 保険者番号	横 浜 市 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 15px;"></div> <div style="margin-left: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</div> </div> </div>
	発行局課	

注意事項

- 1 転出する前に国民健康保険の世帯主であった者が、転入した市町村においても引き続き国民健康保険の世帯主となる場合には、必ずこの連絡票を提出してください。
- 2 この連絡票を破り、汚し、又は失ったときは、直ちにこの連絡票を発行した市町村に再発行を申請してください。
- 3 この連絡票を破り、又は汚した場合の2の申請には、その連絡票を添えて申請してください。

(A4)

[第7号様式](#)

(平19規則51・全改、平20規則48・平27規則48・平27規則98・令元規則8・令3規則17・一部改正)

第8号様式

(表)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 神奈川県国民健康保険 食事療養(生活療養)標準負担額減額認定証 </div>											
有効期限		年	月	日							
交付年月日		年	月	日							
被保険者証 記号・番号		(枝番)									
世帯主	住所										
	氏名										
減額対象者	氏名										
	生年月日										
発効期日											
長期入院該当年月日		年	月	日から							
		交付者印									
交付者の名称 及び印並びに 保険者番号		横浜市									
		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 20px;"></td> </tr> </table>									

(注意) 1 裏面を参照してください。

2 長期入院該当年月日欄に交付者印がない場合は、長期入院該当ではありません。

(縦12.8センチメートル、横9.1センチメートル)

(裏)

注意事項

- 1 この証によって、入院時の食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
- 2 保険医療機関等に入院するときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
- 3 次の場合は、遅滞なく、この証を区役所に返してください。
 - (1) 被保険者の資格を失ったとき。
 - (2) 減額認定の条件に該当しなくなったとき。
 - (3) この証の有効期限に至ったとき。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 4 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて区役所に届け出てください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

[第9号様式](#)

(令2規則41・全改、令3規則60・令6規則41・一部改正)

第9号様式

No. _____



国民健康保険標準負担額(差額)支給申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市 区長

住所 _____

申請者 氏名 _____
(世帯主)

電話 _____

次のとおり 食事療養標準負担額 (差額)の支給を申請します。
生活療養標準負担額

被保険者証 記号・番号	40			申請者個人番号	
				対象者個人番号	
対象者氏名				生年月日	年 月 日
給付事由	食事	8	円→ 円	支払った標準負担額	円
	生活	B			
入院期間 (日数及び回数)	年 月 日から		日間		
	年 月 日まで		回		
減額認定状況	発効期日	年 月 日	長期入院 該当年月日	年 月 日	
減額認定証の交付申請 又は提出ができなかった理由					
保険医療機関等の 名称及び所在地					

振 込 先	銀行	<input type="text"/>	(支店コード)	種目	普通・当座	口座番号	<input type="text"/>						
	信用金庫			口座名義人	※カタカナでご記入ください。								
	農協		支店										

委 任 状	私は、次の者に	食事療養標準負担額 生活療養標準負担額	(差額)の受領に関する一切の権限を委任します。
	受任者(口座名義人)	委任者(世帯主)	
	住所 氏名	氏名	



(A4)

(備考)

様式の下欄には、注意事項について記載することができる。

第10号様式

(平5規則36・全改、平6規則41・旧第11号様式繰上・一部改正、平6規則90・平10規則33・平15規則25・平16規則29・平27規則48・令2規則41・令3規則60・令6規則41・一部改正)

第10号様式

No. _____



国民健康保険 療養費 支給申請書(第 回)
特別療養費

年 月 日

(申請先)
横浜市 区長

住所 _____

申請者 氏名 _____
(世帯主)

電話 _____

次のとおり療養費・特別療養費の支給を申請します。

被保険者証 記号・番号	40		
療養を受けた 被保険者氏名			生年月日 年 月 日
療養内容	医科 20 70	歯科 21 71	調剤 22
	海科 2A	海科 2B	72
		臓器移送 24	柔道整復 25
			あん摩・マ ッサージ 26
			針きゅう 27
			治療用 器具 28
			生血 29
一部負担金 の割合	0	1	2
		3	割 傷病名
発病又は負傷 年月日	年 月 日	療養期間	年 月 日から 年 月 日まで
			診 療 実日数
			日
病院、診療所等の 名称及び所在地			医師等の 氏 名
療養の給付等を受ける ことができなかった理 由	1 国保加入手続中のため 2 救急で保険証を持っていなかったため 3 他の健保等への返納金のため 4 現物給付が受けられないため 5 その他()		
傷病の原因	1 第三者の行為	2 業務上の災害	療養に要した費用
	3 自己の過失	4 その他	
傷病の経過	円		
振 込 先	銀 行	(支店コード)	種目 普通・当座
	信用金庫		口座番号
	農 協	支店	口座名義人
			※カタカナでご記入ください。
委 任 状	私は、次の者に療養費の受領に関する一切の権限を委任します。		
	受任者(口座名義人)	委任者(世帯主)	
	住所		
	氏名	氏名	印

(A4)

(備考)

様式の下欄には、注意事項について記載することができる。

第11号様式 削除
(平17規則112)

[第12号様式](#)

(平6規則90・全改、平10規則33・平27規則98・令2規則41・令3規則60・令4規則50・令6規則41・
一部改正)

第12号様式

No. _____



国民健康保険移送費支給申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市 区長

住所 _____

申請者 氏名 _____
(世帯主)
電話 _____

次のとおり移送費の支給を申請します。

被保険者証 記号・番号	40	申請者個人番号	
		対象者個人番号	
移送を受けた 被保険者氏名		生年月日	年 月 日
傷病名及び その原因		発病又は 負傷年月日	年 月 日
移送経路	から _____ まで _____		
移送方法	1 寝台車 2 その他	移送に要した 費用	円 _____
移送年月日	年 月 日		
付添いが あったとき	付添人氏名		
	付添人住所		

振 込 先	銀 行	____ (支店コード)	種目普通・当座	口座番号	_____
	信用金庫		口座名義人	※カタカナでご記入ください。	
	農 協	支店			

委 任 状	私は、次の者に移送費の受領に関する一切の権限を委任します。	
	受任者(口座名義人)	委任者(世帯主)
	住所	氏名
	氏名	氏名

(A4)

(備考)

様式の下欄には、注意事項について記載することができる。

第13号様式 削除
(平17規則112)

[第14号様式](#)

(平6規則41・追加、平6規則90・平10規則33・平13規則75・平27規則98・令3規則17・令6規則41・一部改正)

第14号様式

国民健康保険特定疾病認定申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市 区長

住所
申請者 氏名
(世帯主) 電話 ()

特定疾病の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

被保険者証 記号・番号	40							申請者個人番号	
								対象者個人番号	
認定対象者 の氏名							生年月日	年月日	
疾病名	1 ^{じん} 人工腎臓を実施している ^{じん} 慢性腎不全 2 ^{しょう} 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害等								

医 師 の 意 見 書	
上記疾病にかかっていることに相違ありません。	
年 月 日	名 称
保険医療機関等	所在地
	医師名

処 理 欄	(備 考)					入力確認
	課 長	係 長	係 員	決 裁	受 付	
				年 月 日起案		
				年 月 日決裁		

(A4)

[第15号様式](#)

(平2規則16・一部改正、平5規則36・旧第12号様式の4繰下、平5規則130・一部改正、平6規則41・旧第12号様式の5繰下、平6規則90・平6規則109・平16規則64・平18規則127・平20規則48・平30規則39・令元規則8・令3規則17・令3規則42・令4規則50・一部改正)

第15号様式

(表)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">神奈川県国民健康保険特定疾病療養受療証</div>	
有効期限 年 月 日	
交付年月日 年 月 日	
認定疾病名	
被保険者証号 記号・番号	(枝番)
被保険者	氏名
	生年月日
発効期日	
自己負担額	
交付者の名称 及び印並びに 保険者番号	横浜市 印

(注意) 裏面を参照してください。

(縦12.8センチメートル、横9.1センチメートル)

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証によって認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに1箇月につき表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。
また、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることになります。
- 2 保険医療機関等において、認定疾病に係る診療を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
- 3 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証の交付を受けた区役所に返してください。また、転出の届出をするときは、この証を添えてください。
- 4 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて交付を受けた区役所に届け出てください。
- 5 この証を破り、汚し、又はなくしたときは、交付を受けた区役所で再交付を受けてください。
- 6 不正にこの証を使用した場合は、刑法の規定により処罰を受けることがあります。

[第15号様式の2](#)

(平19規則51・全改、平20規則48・平24規則20・平27規則48・平30規則39・令3規則17・令3規則42・令4規則50・一部改正)

第15号様式の2

(表)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 神奈川県国民健康保険限度額適用認定証 </div>									
有効期限 年 月 日 交付年月日 年 月 日									
被保険者証 記号・番号	(枝番)								
世帯主	住所								
	氏名								
適用対象者	氏名								
	生年月日								
発効期日									
適用区分									
交付者の名称 及び印並びに 保険者番号	横浜市 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <div style="float: right; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</div> </div>								

(縦12.8センチメートル、横9.1センチメートル)

(備考)

余白に適宜注意事項等を記載することができる。

(裏)

神奈川県国民健康保険限度額適用認定証の注意事項

- 1 この証によって療養を受けようとする際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。
- 2 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
- 3 次の場合は、速やかに、この証を区役所に返してください。
 - (1) 被保険者の資格を失ったとき。
 - (2) 限度額適用認定の条件に該当しなくなったとき。
 - (3) この証の有効期限に至ったとき。
- 4 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて区役所に届け出てください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

第15号様式の3 削除
(令元規則8)

[第15号様式の4](#)

(平19規則51・追加、平20規則48・平21規則23・平24規則20・平27規則48・平30規則39・令元規則8・令3規則17・令3規則42・令4規則50・一部改正)

第15号様式の4

(表)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 神奈川県国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 </div>								
有効期限		年	月	日				
交付年月日		年	月	日				
被保険者証号 被記号・番号		(枝番)						
世帯主	住所							
	氏名							
対象者 適用・減額	氏名							
	生年月日							
発効期日								
適用区分								
長期入院該当年月日		年	月	日				
		交付者印						
交付者の名称及び印並びに保険者番号		横浜市						
		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> </tr> </table>						

(注意) 長期入院該当年月日欄に交付者印がない場合は、長期入院該当ではありません。

(縦12.8センチメートル、横9.1センチメートル)

(備考) 余白に適宜注意事項等を記載することができる。

(裏)

神奈川県国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の注意事項

- 1 この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。
 - (1) 療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1箇月につき、別に定められた額を限度とします。
 - (2) 入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける際に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。
- 2 保険医療機関等において療養を受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を渡してください。
- 3 次の場合は、速やかに、この証を区役所に返してください。
 - (1) 被保険者の資格を失ったとき。
 - (2) 限度額適用・減額認定の条件に該当しなくなったとき。
 - (3) この証の有効期限に至ったとき。
- 4 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて区役所に届けてください。
- 5 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

[第16号様式](#)

(平27規則98・全改、令2規則41・令3規則60・一部改正)

国民健康保険高額療養費支給申請書兼申立書

(申請先)

横浜市 区長

整理番号	記号番号
------	------

次のとおり高額療養費の支給を申請します。
 また、後に一部負担金の減免・未払等、交通事故等による損害賠償金の受領又は公費負担医療制度により一部負担金の負担状況が変動した場合は、保険者からの返還請求に応じることに同意します。
 併せて、該当医療機関等への一部負担金の支払状況について、保険者が該当医療機関等へ照会することに同意します。

年 月 日

申請者	住所	
	世帯主名	
	電話	

振込先	銀行 信用金庫 農協	普通	口座番号	
	支店	店番	口座名義人	※カタカナでご記入ください。

※世帯主以外の口座に振り込む場合は、下欄に必要事項をご記入ください。

委任状	私は、次の者に高額療養費の受領に関する一切の権限を委任します。			
	委任者 (口座 名義人)	住所	委任者 (世帯主) 氏名	㊦
		氏名		

診療年月	年 月	多数回該当	申請者個人番号
------	-----	-------	---------

療養を受けた被保険者氏名	医療機関等名	実日数	総医療費	一部負担金の額	備考・個人番号

上記の医療機関等に支払った一部負担金の合計(A)	円
自己負担限度額(B)	円
調整額(C)	円 円 円
支給額(振込予定額) (A) - (B) - (C)	円

(A4)

(備考)
様式の下欄には、注意事項について記載することができる。

第17号様式

(平6規則41・追加、平6規則90・平6規則109・平7規則85・平8規則25・平15規則108・平17規則112・平21規則23・平23規則68・一部改正)

第17号様式



療高特移 額別 養療送 養療送 費費費 費費費
 国民健康保険 出産育児一時金・葬祭費 支給決定通知書
 障害児育児手当金
 標準負担額(差額)
 高額介護合算療養費

第 号
 年 月 日

様

横浜市 区長 印

さきに申請のありました について、審査の結果、次のとおり決定しましたの
 で、通知します。

1 被保険者証記号・番号 40—

受給被保険者氏名

2 支給決定金額 円

3 支払金額 円

4 該当(受診)年月日

この内容について分からないことがあるときは、区役所 課 係へお問
 い合わせください。

(はがき大)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

[第18号様式](#)

(平5規則130・全改、平6規則41・旧第14号様式繰下、平6規則90・平6規則109・平7規則85・平8規則25・平15規則108・平17規則112・平18規則127・平23規則68・一部改正)

第18号様式



療 養 費
高 額 療 養 費
特 別 療 養 費
移 送 費
出 産 育 児 一 時 金 ・ 葬 祭 費
障 害 児 育 児 手 当 金
標 準 負 担 額 (差 額)
高 額 介 護 合 算 療 養 費

国民健康保険 不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市 区長 印

さきに申請のありました給付費の支給については、次の理由により不支給と決定しましたので通知します。

被保険者証 記号・番号	40-	受給被保険 者氏名	
給付種別	療養費、高額療養費、特別療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費、障害児育児手当金、食事療養標準負担額(差額)、生活療養標準負担額(差額)、高額介護合算療養費		
申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	申請金額	円
不支給 の理由		

この処分について分からないことがあるときは、区役所の 課 係へお問い合わせください。

(A4)

(備考)

- 紙色は白、刷色は緑とすること。
- 様式の下欄には、教示について記載することができる。

第19号様式

(平6規則41・追加、平6規則90・平10規則33・平27規則98・令2規則41・令3規則60・令6規則41・一部改正)

年 月 日

(申請先)
横浜市 区長

住所 _____

申請者 氏名 _____
(世帯主)

電話 _____

次のとおり特別療養給付を申請します。

被保険者証 記号・番号	40	申請者個人番号	
		対象者個人番号	
診療を受けて いた被保 険者氏名		生年月日	年 月 日
傷 病 名			
資 格 喪 失 年 月 日	年 月 日	診療の開始 年 月 日	年 月 日
資格を喪失した際診療を受けていた保険医 療機関等の名称及び所在地並びに医師又は 歯科医師の氏名			
現に診療を受けている保険医療機関等の名 称及び所在地並びに医師又は歯科医師の氏 名			
日雇特例被保険者手帳の交付年月日	年 月 日		
交付年月日	年 月 日	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間

(A4)

(備考)

- 紙色は白、刷色は緑とすること。
- 様式の下欄には、注意事項について記載することができる。

(表)

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">神奈川県国民健康保険特別療養証明書</div>											
有効期間 年 月 日から 年 月 日まで											
世帯主	氏名										
	住所										
受給者	氏名										
	生年月日		性別 男・女								
	現住所										
交付者	保険者番号	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>									
	名称	横浜市									
所在地											

上記の者は、本市国民健康保険の特別療養給付を受ける資格を有することを証明します。

年 月 日

横浜市 区長 印

保険医療機関等の名称 及び保険医等の氏名	
療養給付の記録	
※ 傷病名	
※ 開始年月日	
※ 入院年月日	
※ 終了年月日	
※ 転帰	
※ 請求金額	
※ 備考	

(裏)

注意事項

- 1 ※印の欄は、保険医療機関等で記入してください。
- 2 診療報酬明細書には、必ず特別療養給付の旨を表示してください。
- 3 診療を受けなくなったとき、又は有効期間満了のときは、直ちに返還してください。
- 4 受給者の氏名住所に変更があったときは、届出書にこの証明書を添えて、5日以内に届け出てください。
- 5 汚したり、失ったときは、直ちに再交付の申請をしてください。汚したり、破ったりしたときには、この証明書も一緒に添えてください。
- 6 この証明書は、資格を失ったときに現に診療を受けていた疾病及びこれを原因として更に発生した疾病についてのみ診療を受けられます。
- 7 不正にこの証明書を使用したときは、刑法の規定により罰せられることがありますから、注意してください。
- 8 特別療養給付を受けている方が健康保険法の日雇特例被保険者として給付を受けられる資格を取得したときは、たとえこの証明書の有効期間中であっても、給付が中止されます。もし、それ以後も給付を受けたことがわかったときは、その分の金額を返していただくことになりますから、注意してください。

(備考)

紙色は白、刷色は緑とすること。

[第21号様式](#)

(平5規則130・全改、平6規則41・旧第17号様式線下、平6規則90・平12規則46・平15規則89・平17規則112・平20規則48・平30規則39・令3規則17・令3規則42・一部改正)

神奈川県国民健康保険被保険者受療証

◎ この証の有効期間内は、「被保険者証」又は「被保険者証兼高齢受給者証」と同じようにお取り扱ってください。	被保険者証記号・番号					
	世帯主氏名					
	現住所					
	発行理由		被保険者証又は被保険者証兼高齢受給者証の交付手続中のため			
	有効期間		年 月 日から 年 月 日まで			
	この証で療養給付を受けることができる被保険者の氏名		枝番	生 年 月 日	性 別	一部負担金の割合
				年 月 日		割
				年 月 日		割
				年 月 日		割
				年 月 日		割
交 付 者	名 称	横 浜 市				
	所 在 地					
	保 険 者 番 号	<input type="text"/>				
年 月 日						
		横浜市		区長 		

◎ 世帯主であっても受給者氏名欄に記載のない方は、この証では受診できません。

(注意) 受診されるときは、その窓口で電子的確認を受けるか、この証を保険医療機関等に提示してください。

(A4)

第22号様式 削除
(平20規則48)

[第23号様式](#)
(平5規則130・全改、平6規則41・旧第18号様式繰下、平10規則33・平17規則112・平20規則48・令3規則17・一部改正)

第23号様式

国民健康保険被保険者受療証発行申請書

被保険者証記号・番号	40-		
世帯主氏名			
現住所			
発行理由	被保険者証又は被保険者証兼高齢受給者証交付手続中のため		
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
この証で療養給付を受けることができる被保険者の氏名	生年月日	性別	一部負担金の割合
	年 月 日		割
	年 月 日		割
	年 月 日		割
	年 月 日		割
	年 月 日		割
	年 月 日		割
	年 月 日		割
	年 月 日		割
上記のとおり申請します。		受 付	
住 所 _____ 上記住所と同じ _____			
世帯主氏名 _____			
年 月 日			
(申請先) 横浜市 区長			

(A4)

第24号様式から第27号様式まで 削除
(平20規則48)

[第28号様式](#)

(平6規則41・追加、平10規則33・平16規則29・平25規則47・令6規則41・一部改正)

第28号様式

国民健康保険一部負担金減免申請書
徴収猶予

年 月 日

(申請先)

横浜市 区長

住 所

申請者 氏 名
(世帯主)

電 話 ()

国民健康保険一部負担金の減免を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

被保険者証記号・番号	40								
療養の給付を受ける者	氏 名					世帯主との続柄			
	生年月日	年	月	日					
傷病名					発病又は負傷年月日	年	月	日	
減免又は徴収猶予の申請理由									
世帯状況	氏 名	続 柄	年 齢	被保険者資格	職 業 (勤務先又は学校名)				
		世帯主		有・無					
				有・無					
				有・無					
				有・無					
				有・無					
				有・無					
処 理 欄	受 付	資 格 確 認							

(A4)

(備考)

様式の下欄には、注意事項について記載することができる。

[第29号様式](#)

(平6規則41・追加、平6規則109・平17規則112・一部改正)

第29号様式

国民健康保険一部負担金^{減 免 承 認}_{徴収猶予 不承認}決定通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市 区長 印

さきに申請のありました国民健康保険一部負担金の^{減 免}_{徴収猶予}については、次のとおり
承認
不承認 決定しましたので通知します。

承認の内容							
被保険者証 記号・番号	40					一部負担 金の割合	割 療養の給付 を受ける者
発病又は 負傷年月日	年 月 日						
減 額	減額 割合	割	減額 期間	年 月 日から 年 月 日まで減額			
免 除	年 月 日から 年 月 日まで免除						
徴 収 猶 予	年 月中の一部負担金を 年 月 日まで徴収猶予						
	年 月中の一部負担金を 年 月 日まで徴収猶予						
	年 月中の一部負担金を 年 月 日まで徴収猶予						
不承認の理由							

- (注意) 1 承認となった方には、証明書をお渡ししますので、この通知書をお持ちにな
って 年 月 日から 年 月 日までに区役所の 課 係までおいで
ください。
- 2 この決定について分からないことがあるときは、区役所の 課 係にお
問い合わせください。

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

[第30号様式](#)

(平6規則41・追加、平6規則90・平9規則71・平16規則29・令6規則41・一部改正)

第30号様式

証明書番号		保証第 号	
国民健康保険一部負担金 ^{減 免} 徴収猶予 ^{証明書}			
被保険者証 記号・番号	40		一部負担 金の割合
療養の 給付を 受ける 者	氏名		世帯主 氏名
	生年月日	年 月 日	世帯主 との続柄
	住所		
発病又は負傷 年 月 日	年 月 日		
減額	減額 割合	割	減額 期間
免除	年 月 日から 年 月 日まで免除		
徴収 猶予	年 月 日から 年 月 日まで徴収猶予		
上記のとおり証明します。			
年 月 日			
横浜市		区長 ^印	
注意事項			
1 療養の給付を受ける際、この証明書を事前に当該保険医療機関等に提出してください。			
2 保険医療機関等で徴収する金額は、次のとおりです。 徴収金額＝一部負担金額－(一部負担金額×上記減額割合) ただし、免除又は徴収猶予の場合は、支払う必要はありません。			
3 保険医療機関等は、診療報酬請求書を提出する際、診療報酬明細書に減免・徴収猶予の別及び減額の場合の減額割合を記入してください。 なお、この証明書は、当該診療報酬明細書に添付してください。			

(A4)

(備考)

様式の下欄には、注意事項について記載することができる。

[第31号様式](#)

(平5規則36・全改、平6規則41・旧第22号様式繰下・一部改正、平6規則90・平10規則33・平14規則12・平21規則23・令2規則41・令3規則60・令5規則67・一部改正)



国民健康保険出産育児一時金支給申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市 区長

住所 _____

申請者 (世帯主) 氏名 _____

電話 _____

次のとおり出産育児一時金の支給を申請します。

被保険者証 記号・番号	40			
出産した 被保険者 (母親)の氏名				
出産した日	年 月 日	申請金額	円	

振 込 先	銀行	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> (支店コード)	種目	普通・当座	口座番号	<input type="text"/>
	信用金庫		口座名義人	カタカナでご記入ください。		
	農協	支店				

委任状	私は、次の者に出産育児一時金の受領に係る一切の権限を委任します。
	受任者(口座名義人) 委任者(世帯主)
	住所 氏名
	氏名 ㊟

(A4)

(備考)

様式の下欄には、注意事項について記載することができる。

[第32号様式](#)

(平5規則36・全改、平6規則41・旧第23号様式線下・一部改正、平10規則33・平21規則23・令2規則41・令3規則60・一部改正)



国民健康保険葬祭費支給申請書

No. _____

年 月 日

(申請先)
横浜市 区長

住所 _____

申請者 氏名 _____
(葬祭を行う者) 電話 _____

次のとおり葬祭費の支給を申請します。

被保険者証記号・番号	40		
死亡した被保険者の氏名		葬祭を行う者との関係(続柄)	
死亡した日	年 月 日		
申請金額	円		

振込先	銀行	種目 普通・当座	口座番号	_____
	信用金庫		口座名義人	_____
	農協	支店	※カタカナでご記入ください。	
			(支店コード)	

委任状	私は、次の者に葬祭費の受領に関する一切の権限を委任します。	
	受任者(口座名義人) 住所 氏名	委任者(葬祭を行う者) 氏名

(A4)

(備考)

様式の下欄には、注意事項について記載することができる。

第33号様式

(平5規則36・全改、平6規則41・旧第23号様式の2繰下・一部改正、平10規則33・平16規則29・令2規則41・令3規則60・一部改正)



国民健康保険障害児育児手当金支給申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市 区長

住所 _____

申請者 氏名 _____
(世帯主)

電話 _____

次のとおり障害児育児手当金の支給を申請します。

被保険者証 記号・番号	40				
障 害 児	氏 名			生年月日	年 月 日
	被保険者資格 取得年月日	年 月 日		病 名	
	症状が発現 した年月日	年 月 日			

振 込 先	銀 行	<input type="text"/>	種目	普通・当座	口座番号	<input type="text"/>					
	信用金庫	<input type="text"/>	(支店コード)		※カタカナでご記入ください。						
	農 協	支店		口座名義人							

委 任 状	私は、次の者に障害児育児手当金の受領に関する一切の権限を委任します。										
	受任者(口座名義人)					委任者(世帯主)					
	住所					氏名					
	氏名					氏名					

(A4)

(備考)

様式の下欄には、注意事項について記載することができる。

第34号様式

(平6規則41・旧第23号様式の3繰下・一部改正、令3規則60・令4規則50・一部改正)

第34号様式

診 断 書									
住 所		氏名							
		年 月 日生 歳 箇月							
病 名									
障害の原因 の発生時期	出生前・周生期・不 明	症状が発現 した年月日	年 月 日						
出生時・新 生児期の状 況	生下時体重(g)、出生時仮死(有・無・アプガー 点)、呼吸障害 (有・無)、重症黄疸(有・無・光線療法・交換輸血)、筋緊張(亢進・低下・ 正常)、けいれん(有・無)、感染所見(有・無)、その他()								
右の項目中 可能なもの に○をつけ てください。	首の座り、寝返り、つかまり立ち、伝い歩き、上手に歩く、階段を登る、 ボールをける、ジャンプする、三輪車をこぐ、声に振り向く、パパ・ママ など意味のある単語を言う、3つ以上の単語を言う、身体の一部を指す、 見て笑う、がん具を取ろうとする、人見知り、泣かずに欲求を示す、コッ プから飲む、ひもなし靴をはく								
診断に必要 な現在の身 体所見及び 検査所見を 記載してく ださい。 なお、予後 についても 記載してく ださい。	身長()cm、体重()kg、外表の発生異常 (有・無)、主な発生異常の内容								
上記のとおり診断します。 年 月 日									
<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">病院又は 診療所</td> <td rowspan="4" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>所在地</td> </tr> <tr> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>診療担当科名 医師名</td> </tr> </table>				病院又は 診療所	}	所在地	名称	電話	診療担当科名 医師名
病院又は 診療所	}	所在地							
		名称							
		電話							
		診療担当科名 医師名							

注意 当該疾患の診断に必要な項目のみ記載してください。精神・運動発達遅滞のみ
られないものは、空欄に身体所見及び検査所見を記載してください。

〔備考〕 紙色は白、刷色は緑とすること。

(A4)

第35号様式

(平8規則120・全改、平10規則33・平27規則98・令6規則41・一部改正)

第35号様式

第三者の行為による傷病届		受付	区号	年月日		
			市号	年月日		
(届出先) 横浜市長		年月日				
住所		_____				
世帯主		_____				
氏名		電話() _____				
次のとおり関係書類を添えて届け出ます。						
被保険者	被保険者証 記号・番号	40	※ 識別コード			
	氏名 (個人番号)	()		年月日生		
第三者	相手方 (本人)	住所	電話 ()	氏名	年月日生	職業
	相手方の 使用者 (業務中 の場合の み記入)	住所又は 所在地	電話 ()	氏名 又は名称 及び代表 者氏名		業種
事故発生年月日及び場所		年月日 [場所: _____]				
診療状況	国保による診療	年月日から	している していない	診療見込 期間	入院 通院	日 日
	診療を受けた保険 医療機関名	当初		転移後		
自動車 事故の相 手方	自賠責保険契約会社名 及び担当者氏名	電話()		証明書番号	第 _____ 号	
	契約者住所			契約者氏名		
	所有者住所			所有者氏名		
	登録番号又は車両番号			車台番号		
	任意保険(対人)の有無	有 (保険会社名: _____ 証券番号: _____ 電話() _____) ・ 無				
損害賠償に関する交渉の経過				※ 一部負担金の支払状況		
				被保険者 } が負担 第三者 }		

(A4)

(備考)

様式の下欄には、注意事項について記載することができる。

第36号様式

(令2規則9・全改)

(申立先)

(年中の収入)

横浜市

区長

年 月 日

課

係あて

記号40

番号

住 所			
世帯主氏名			
所得未確認者について	氏名	生年月日	
	年 1月1日 の住所	どちらかの□にチェックを入れ、上記の住所以外に居住していた場合はその住所を記入してください。 <input type="checkbox"/> 上記の住所に居住 <input type="checkbox"/> 上記の住所以外に居住していた場合はその住所(国外の場合は国名) _____	

記入時の
注意事項

- ・上記の 年1月1日の住所を必ず記入してください。
- ・所得未確認者について以下の該当する全ての項目を記入してください。

1 既に税金の申告を済ませた人はこちらを記入してください。

年 月 日に _____ へ申告済(税務署又は区役所の名称)
申告書に記載した住所 _____

2 _____ 年1月1日から12月31日までの収入金額について該当する全ての□にチェックを入れ、記入してください。

(1) 年金収入があった場合

国民年金	<input type="checkbox"/>	老齢基礎年金	<input type="checkbox"/>	障害基礎年金	<input type="checkbox"/>	遺族基礎年金	<input type="checkbox"/>	寡婦年金	<input type="checkbox"/>	死亡一時金
厚生年金	<input type="checkbox"/>	老齢厚生年金	<input type="checkbox"/>	障害厚生年金	<input type="checkbox"/>	障害手当金	<input type="checkbox"/>	遺族厚生年金		
共済年金	<input type="checkbox"/>	退職共済年金	<input type="checkbox"/>	障害共済年金	<input type="checkbox"/>	障害一時金	<input type="checkbox"/>	遺族共済年金		

上記の期間における収入金額 _____円

上記のうち老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金 _____円

(2) 給与収入があった場合

収入金額 _____円 (給与支払者の名称 _____)

(3) その他の収入があった場合(名称、収入金額及び所得金額を記入してください。)

上記の(1)、(2)以外の収入の名称 _____

収入金額 _____円 所得金額 _____円

(4) 収入が全くなかった場合

収入がある人に扶養されていた。

扶養していた人の住所 _____

扶養していた人の氏名 _____ 所得未確認者との続柄 _____

その他(生活状況について、具体的に記入してください。例：貯金を切り崩して生活、親からの仕送りで生活など)

(A4)

第37号様式及び第38号様式 削除

(平25規則47)

[第39号様式](#)

(平16規則64・全改、平19規則51・平19規則100・平20規則48・平30規則39・一部改正)

第29号様式

<p>横浜市 国民健康保険料 ⑤ 受入済通知書</p> <p>年度 月期</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>振替口座番号</td><td></td></tr> <tr><td>加入者名</td><td>横浜市 会計管理者</td></tr> </table>	振替口座番号		加入者名	横浜市 会計管理者	<p>横浜市 国民健康保険料</p> <p>⑤ 原 符</p> <p>年度 月期</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>振替口座番号</td><td></td></tr> <tr><td>加入者名</td><td>横浜市 会計管理者</td></tr> </table>	振替口座番号		加入者名	横浜市 会計管理者	<p>横浜市 国民健康保険料納付書(兼領収書)</p> <p>発行日 年 月 日</p>																																													
振替口座番号																																																									
加入者名	横浜市 会計管理者																																																								
振替口座番号																																																									
加入者名	横浜市 会計管理者																																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>納付金額</td><td>年 月 日</td><td>円</td></tr> <tr><td>発行年度・期</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>納付義務者氏名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>発行局課</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>額取日付印</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>納付義務者氏名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>納定期限 年 月 日</td><td>郵便局</td><td></td></tr> <tr><td>発行局課</td><td>取りまとめ店</td><td></td></tr> <tr><td>整理年月日</td><td>コンビニエンスストア</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>各 本 部</td><td></td></tr> </table> <p>(取りまとめ金融機関等→区役所保管) (コンビニ→コンビニ本部保管)</p>		納付金額	年 月 日	円	発行年度・期			納付義務者氏名			発行局課			額取日付印			納付義務者氏名			納定期限 年 月 日	郵便局		発行局課	取りまとめ店		整理年月日	コンビニエンスストア			各 本 部		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>発行年度・期</td><td></td></tr> <tr><td>発行局課</td><td></td></tr> <tr><td>額取日付印</td><td></td></tr> <tr><td>(お問い合わせ先)</td><td></td></tr> </table> <p>(金融機関等・コンビニ店舗保管)</p>		発行年度・期		発行局課		額取日付印		(お問い合わせ先)		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>納定期限 年 月 日</td><td>円</td></tr> <tr><td>納付義務者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>発行局課</td><td></td></tr> <tr><td>横浜市 区長 印</td><td></td></tr> </table>	納定期限 年 月 日	円	納付義務者氏名		発行局課		横浜市 区長 印		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>額取日付印</td><td></td></tr> <tr><td>左記のとおり領収しました。</td><td></td></tr> <tr><td>横浜市指定金融機関 横浜信用金庫 横浜各都区内及び 山手区内の郵便局 横浜市出納機関 コンビニエンスストア</td><td></td></tr> </table> <p>(納付者保管)</p>	額取日付印		左記のとおり領収しました。		横浜市指定金融機関 横浜信用金庫 横浜各都区内及び 山手区内の郵便局 横浜市出納機関 コンビニエンスストア	
納付金額	年 月 日	円																																																							
発行年度・期																																																									
納付義務者氏名																																																									
発行局課																																																									
額取日付印																																																									
納付義務者氏名																																																									
納定期限 年 月 日	郵便局																																																								
発行局課	取りまとめ店																																																								
整理年月日	コンビニエンスストア																																																								
	各 本 部																																																								
発行年度・期																																																									
発行局課																																																									
額取日付印																																																									
(お問い合わせ先)																																																									
納定期限 年 月 日	円																																																								
納付義務者氏名																																																									
発行局課																																																									
横浜市 区長 印																																																									
額取日付印																																																									
左記のとおり領収しました。																																																									
横浜市指定金融機関 横浜信用金庫 横浜各都区内及び 山手区内の郵便局 横浜市出納機関 コンビニエンスストア																																																									

(縦10.2センチメートル、横41.6センチメートル)

(備考) この様式は、取扱金融機関等で国民健康保険料を納付する場合に使用すること(光字式文字認識装置用)。

第39号様式の2

(平17規則150・追加、平19規則51・平19規則100・平20規則48・平30規則39・一部改正)

第39号様式の2

<p>横浜市 国民健康保険料 ⑤ 受入済通知書</p> <p>年度</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>振替口座番号</td><td></td></tr> <tr><td>加入者名</td><td>横浜市 会計管理者</td></tr> </table>	振替口座番号		加入者名	横浜市 会計管理者	<p>横浜市 国民健康保険料</p> <p>⑤ 原 符</p> <p>年度</p>	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>振替口座番号</td><td></td></tr> <tr><td>加入者名</td><td>横浜市 会計管理者</td></tr> </table>	振替口座番号		加入者名	横浜市 会計管理者	<p>横浜市 国民健康保険料納付書(兼領収書)</p> <p>発行日 年 月 日</p>																																										
振替口座番号																																																						
加入者名	横浜市 会計管理者																																																					
振替口座番号																																																						
加入者名	横浜市 会計管理者																																																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>額取内訳</td><td></td></tr> <tr><td>指定期間 年 月 日</td><td>円</td></tr> <tr><td>発行日</td><td></td></tr> <tr><td>額取日付印</td><td></td></tr> <tr><td>納付義務者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>発行局課</td><td></td></tr> <tr><td>額取日付印</td><td></td></tr> <tr><td>納付義務者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>前定期限 年 月 日</td><td>郵便局取りまとめ店</td><td></td></tr> <tr><td>発行局課</td><td>コンビニエンスストア</td><td></td></tr> <tr><td>整理年月日</td><td>各 本 部</td><td></td></tr> </table> <p>(区役所・コンビニ本部保管) 収納代行業者</p>		額取内訳		指定期間 年 月 日	円	発行日		額取日付印		納付義務者氏名		発行局課		額取日付印		納付義務者氏名		前定期限 年 月 日	郵便局取りまとめ店		発行局課	コンビニエンスストア		整理年月日	各 本 部		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>発行日</td><td></td></tr> <tr><td>指定期間 年 月 日</td><td>円</td></tr> <tr><td>発行局課</td><td></td></tr> <tr><td>額取日付印</td><td></td></tr> <tr><td>(お問い合わせ先)</td><td></td></tr> </table> <p>(金融機関等・コンビニ店舗保管)</p>		発行日		指定期間 年 月 日	円	発行局課		額取日付印		(お問い合わせ先)		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>指定期間 年 月 日</td><td>円</td></tr> <tr><td>納付義務者氏名</td><td></td></tr> <tr><td>発行局課</td><td></td></tr> <tr><td>横浜市 区長 印</td><td></td></tr> </table>	指定期間 年 月 日	円	納付義務者氏名		発行局課		横浜市 区長 印		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>額取日付印</td><td></td></tr> <tr><td>左記のとおり領収しました。</td><td></td></tr> <tr><td>横浜市指定金融機関 横浜信用金庫 横浜各都区内及び 山手区内の郵便局 横浜市出納機関 コンビニエンスストア</td><td></td></tr> </table> <p>(納付者保管) (収入印紙不貼)</p>	額取日付印		左記のとおり領収しました。		横浜市指定金融機関 横浜信用金庫 横浜各都区内及び 山手区内の郵便局 横浜市出納機関 コンビニエンスストア	
額取内訳																																																						
指定期間 年 月 日	円																																																					
発行日																																																						
額取日付印																																																						
納付義務者氏名																																																						
発行局課																																																						
額取日付印																																																						
納付義務者氏名																																																						
前定期限 年 月 日	郵便局取りまとめ店																																																					
発行局課	コンビニエンスストア																																																					
整理年月日	各 本 部																																																					
発行日																																																						
指定期間 年 月 日	円																																																					
発行局課																																																						
額取日付印																																																						
(お問い合わせ先)																																																						
指定期間 年 月 日	円																																																					
納付義務者氏名																																																						
発行局課																																																						
横浜市 区長 印																																																						
額取日付印																																																						
左記のとおり領収しました。																																																						
横浜市指定金融機関 横浜信用金庫 横浜各都区内及び 山手区内の郵便局 横浜市出納機関 コンビニエンスストア																																																						

(縦10.2センチメートル、横41.6センチメートル)

(備考) この様式は、取扱金融機関等で国民健康保険料等を納付する場合に使用すること(光字式文字認識装置用)。

第40号様式

(平16規則64・全改、平19規則51・平19規則100・平30規則39・一部改正)

国民健康保険料書 年 月 日 横須賀 区長 印 横須賀 課 係	国保 領収書	国保 原 行	国保 受入通知書
	振替口座番号 加入者名 横須賀市会計管理者 区 局 課 年度 会計 款 項 目 節	振替口座番号 加入者名 横須賀市会計管理者 区 局 課 年度 会計 款 項 目 節	振替口座番号 加入者名 横須賀市会計管理者 区 局 課 年度 会計 款 項 目 節
	金額 百 十 万 千 百 十 円	金額 百 十 万 千 百 十 円	発行区 金額 百 十 万 千 百 十 円 種別
	名称 国民健康保険料		
	種別 額 取 金 額 内 訳	種別 額 取 金 額 内 訳	種別 額 取 金 額 内 訳
	被保険者証番号 収付 賦課年度 該当年度 随時	被保険者証番号 収付 賦課年度 該当年度 随時	被保険者証番号 収付 賦課年度 該当年度 随時
	種 類		
	指定期間 年 月 日		
	上記のとおり領収しました。 横須賀市指定金融機関 横須賀市収納代理金融機関 国東各郡管内及び山梨県内の郵便局 区現金(分任)払納係		
	発行局 横須賀市	発行局 横須賀市	発行局 横須賀市
(納付者保管)	(金融機関等保管)	(区役所保管)	

(備考) この様式は、取扱金融機関等で国民健康保険料等を納付する場合に使用すること。

(縦)8センチメートル、横)31センチメートル

第40号様式の2

(平16規則64・全改、平19規則51・平19規則100・平30規則39・一部改正)

第41号様式

国民健康保険料領収書					
額収金額		十万千 百十四			
期	保険料	延滞金	期	保険料	延滞金
	十万千 百十四	十万千 百十四		十万千 百十四	十万千 百十四
随時分					
期	保険料	延滞金	該当年度		
	十万千 百十四	十万千 百十四			
期	保険料	延滞金	該当年度		
	十万千 百十四	十万千 百十四			
被保険者証番号		賦課年度	領収年月日		
			年月日		
横浜市 区役所 区現金出納員 区 課長 印 区現金分任出納員					
備					番 番 番 号
考					

国民健康保険料原符					
額収金額		十万千 百十四			
期	保険料	延滞金	期	保険料	延滞金
	十万千 百十四	十万千 百十四		十万千 百十四	十万千 百十四
随時分				持 参	
期	保険料	延滞金	該当年度	誓約書	納付書
	十万千 百十四	十万千 百十四			
期	保険料	延滞金	該当年度		
	十万千 百十四	十万千 百十四			
被保険者証番号		賦課年度	収納事由 コード	領収年月日	
				年月日	
横浜市 区役所 区現金出納員 区 課長 区現金分任出納員					
備					番 番 番 号
考					

(縦19センチメートル、横25.4センチメートル)

第41号様式の2

(平17規則150・追加)

第41号様式の2
(その1)

国民健康保険料領収書					
額収金額		十万千 百十四			
期	保険料	延滞金	期	保険料	延滞金
	十万千 百十四	十万千 百十四		十万千 百十四	十万千 百十四
随時分					
期	保険料	延滞金	該当年度		
	十万千 百十四	十万千 百十四			
期	保険料	延滞金	該当年度		
	十万千 百十四	十万千 百十四			
被保険者証番号		賦課年度	領収年月日		
			年月日		
横浜市 区役所 区現金出納員 区 課長 印 区現金分任出納員					
備					番 番 番 号
考					

(縦21センチメートル、横14.8センチメートル)

(その2)

国民健康保険料原符					
額収金額		十万千 百十四			
期	保険料	延滞金	期	保険料	延滞金
	十万千 百十四	十万千 百十四		十万千 百十四	十万千 百十四
随時分				持 参	
期	保険料	延滞金	該当年度	誓約書	納付書
	十万千 百十四	十万千 百十四			
期	保険料	延滞金	該当年度		
	十万千 百十四	十万千 百十四			
被保険者証番号		賦課年度	収納事由 コード	領収年月日	
				年月日	
横浜市 区役所 区現金出納員 区 課長 区現金分任出納員					
備					番 番 番 号
考					

(縦21センチメートル、横14.8センチメートル)

第42号様式

(平2規則16・全改、平6規則41・旧第29号様式の4繰下・一部改正、平13規則114・平15規則25・一部改正)

第46号様式

(表)

		第 号	
		横浜市国民健康保険 徴取職員証	
写 真	所属 氏名	年 月 日生	
		横浜市 印	
		年 月 日発行	

(A8)

(裏)

注 意
1 この証は、国民健康保険料の滞納処分に関する事務に従事の際、必ず携行しなければならない。
2 この証は、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
3 この証は、他人に貸し、又は譲渡してはならない。
4 この証は、異動、退職等により、国民健康保険料の滞納処分に関する事務に従事する職員でなくなったときは、必ず返還しなければならない。

(備考)

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は黒、市章は空色の白抜きとすること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとすること。

[第47号様式](#)

(平6規則41・追加、平10規則33・平14規則77・一部改正)

第47号様式

国民健康保険料徴収猶予減免申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市 区長

住 所

申請者 氏 名

電 話 ()

次のとおり 年度分国民健康保険料の 徴収猶予減免を申請します。

被保険者証番号					
申 請 理 由					
保 険 料 額		年 度	期 分 从 ち	期 分 未 だ	円
内	期	円	期	円	円
	期	円	期	円	円
	期	円	期	円	円
訳	期	円	期	円	円
	期	円	期	円	円
	期	円	期	円	円

(A4)

第48号様式から第56号様式まで 削除
(平29規則58)

[第57号様式](#)

(平6規則41・追加)

項目	期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期					
保険料額 (円)												
期別額		円	円	円	円	円	円					
① 保険料額												
延滞金		円	円	円	円	円	円					
収納済込												
算出額												
減免済額												
収納済額												
収納日												
減免額												
随時分納出基礎 該当期 期コード	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

国民健康保険
料徴収台帳
年度賦課分

時効
申期日 年 月 日

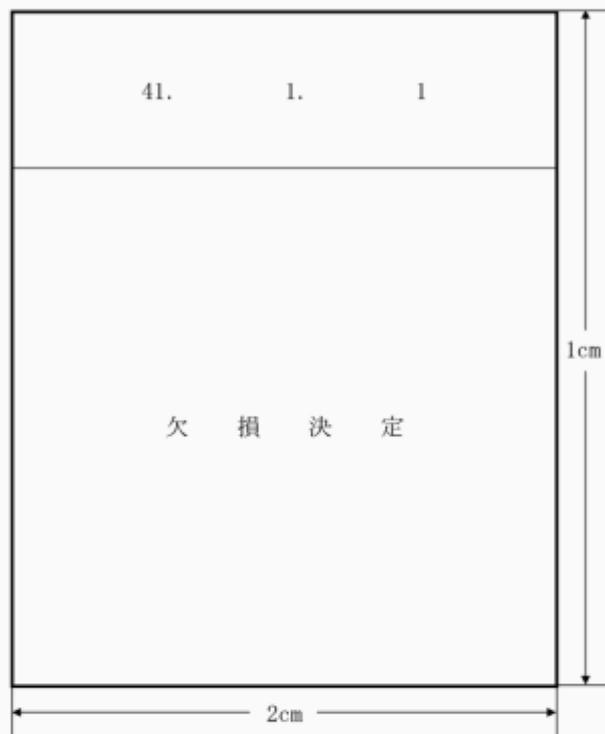
未納分額	円
② 分保料額	円

住所	方書	氏名	区コード	町コード	納付コード	被保険者証番号
----	----	----	------	------	-------	---------

年・月・日	報告・業庁・納付誓約		記事(滞納理由・実態調査等)
		整 理 状 況	

第58号様式

欠 損 決 定 消 込 み 印



(備考)

- 1 この消込み印は、昭和41年1月1日の例である。
- 2 赤スタンプインクを使用すること。

[第59号様式](#)

(平6規則41・追加、平17規則112・一部改正)

第59号様式

横浜市 指令第 号
年 月 日

国民健康保険過料処分通知書

住所
氏名
様

横浜市

区長印

横浜市国民健康保険条例第 条の規定により、次のとおり過料処分を決定しましたので通知します。

指定期日までに同封の納付書により納付してください。

過 料	円
納入期限	年 月 日
処分理由	

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

[第60号様式](#)

(平6規則41・追加)

(表)

<p>写 真</p>		<p>契 印</p>	<p>所 属 職 名 氏 名</p>	第 号	
				<p>国民健康保険検査証 (第113条関係)</p>	
				年 月 日 生	印
				年 月 日 発行	

横浜市

(A8)

(裏)

国民健康保険法(抄)

(文書の提出等)

第113条 保険者は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、世帯主若しくは組合員又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(注意) この証は、異動、退職等により、国民健康保険法第113条に掲げる事務に従事する職員でなくなったときは、必ず返還しなければならない。

(備考)

- 1 紙質は、厚紙とすること。
- 2 紙色は白、刷色は市章は緑の白抜き、その他は黒とすること。
- 3 写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.4センチメートルとすること。

第63号様式

国民健康保険料延滞金免除申請書

(申請先)

年 月 日

横浜市

区長

住 所

申請者 氏 名

電 話() —

次のとおり延滞金の免除を申請します。

被保険者証番号							
申 請 理 由							
免 除 申 請 額		年度 月期分から		年度 月期分まで		計	円
内 訳	年度	月期	円	年度	月期	円	
	年度	月期	円	年度	月期	円	
	年度	月期	円	年度	月期	円	
	年度	月期	円	年度	月期	円	
	年度	月期	円	年度	月期	円	
	年度	月期	円	年度	月期	円	

※ これより下の欄には、記入しないでください。

	年 月 日	起案	課 長	係 長	担 当 者	公印承認
	年 月 日	決裁				
	年 月 日	完結				
措 置						
期 間 ・ 額						
備 考						
処 理	延滞金 免除入力	未・済	免除承認・ 不承認通知 書の交付	(年 月 日送付)		

(A4)

[第64号様式](#)

(平12規則46・全改、平13規則114・平17規則112・一部改正)

第64号様式

国民健康保険料延滞金免除承認決定通知書

住所
氏名
被保険者証番号

第 年 月 日
横浜市 区長 印

年 月 日に申請のありました延滞金の免除につきましては、承認
と決定しましたので通知します。

1 承認の内容

内 訳	免除申請額		年度 月期分から		年度 月期分まで		計	円
	年度	月期	円	年度	月期	円	円	円
訳	年度	月期	円	年度	月期	円	円	円
	年度	月期	円	年度	月期	円	円	円
	年度	月期	円	年度	月期	円	円	円
	年度	月期	円	年度	月期	円	円	円
	年度	月期	円	年度	月期	円	円	円
	年度	月期	円	年度	月期	円	円	円

2 不承認の理由

(注意) この決定について分からないことがあるときは、区役所の 課
係にお問い合わせください。

(A4)

(備考)
様式の下欄には、教示について記載することができる。

第65号様式 削除
(平26規則35)

[第66号様式](#)
(平16規則64・全改、平28規則74・一部改正)

第68号様式

国民健康保険料納付額等証明書

納付義務者	
被保険者証 記号・番号	40—
住所	
氏名	

年度	
納付すべき額	
納付済額	
摘要	
国民健康保険 加入者名	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

横浜市

区長 印

(A4)

迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を一部変更しております。
メール送信の際は、(at)を@に置き換えてご利用ください。
(C) 2024 City of Yokohama. All rights reserved.